

基本目標 4 すべての人の安全・安心な暮らしと人権・権利を守る

4-1 災害時の安全・安心の確保、被災後のコミュニティ支援

■目指す姿

誰もが安心して暮らしていくことができるよう、地域ぐるみの見守りや支え合いが行われています。

【評価指標】

指 標	基準（R2）	目標（R8）
地域防災マップ作成率	77.8%	85.0%

※災害時の被害を最小限にするために、地域の実情に応じ作成される地域防災マップが作成された自主防災組織の割合を指標とします。

■現状

【背景・課題】

- ・東日本大震災や令和元年東日本台風による甚大な被害、度重なる自然災害の経験から、災害時における避難支援の重要性が浮き彫りになり、特に、高齢者や障害者、日本語が分からない外国人等に対する避難情報の伝達方法や避難所での配慮等が課題となっています。
- ・令和3(2021)年には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。
- ・災害時の避難支援体制の確立においては、要支援者の把握において個人情報の共有が課題になっているほか、地域でどこまで支援すべきか、対応が可能か不安である、といった意見が聞かれています。

【取組状況・工夫】

- ・出前講座により、避難情報等について普及を図っています。
- ・地域の福祉施設を福祉避難場所に指定し、協働による訓練を実施しています。

【必要な取組・支援】

- ・市民一人ひとりの災害に対する準備を促すとともに、地域団体や福祉事業所等において様々な災害を想定した訓練の実施を促進していく必要があります。
- ・個人情報の取扱いについての考え方を整理しつつ、災害時避難行動要支援者の把握及び個別避難計画の作成を進めていく必要があります。
- ・誰もが安心して避難生活を送るためにも、一人ひとりのニーズの違いに配慮した避難所の運営が必要です。

■今後の方向

(1) 平時からの準備の促進

防災に関する知識の普及や防災訓練の実施等、災害発生時に被害を最小限に抑えるための平時からの準備やつながりづくりを促進します。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
災害時支え合いマップづくりの推進	市社会福祉協議会
自主防災訓練の実施	消防局警防課
地域防災マップの作成	危機管理防災課
防災紙芝居・絵本	危機管理防災課
マイ・タイムライン*の作成（長野市版）	危機管理防災課
わが家の避難行動確認シート	危機管理防災課
自主防災活動の手引き	消防局警防課

(2) 避難行動要支援者への支援の充実

災害時の避難に支援が必要な人の把握と台帳づくりを進めるとともに、地域や事業所等の協力・連携のもと、個人ごとの避難計画の作成を進めます。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
避難行動要支援者名簿の提供	危機管理防災課 福祉政策課
個別避難計画の策定の推進	危機管理防災課 福祉政策課
避難行動要支援者対策事業	消防局予防課

(3) 安全・安心な避難生活の確保

避難場所において、避難者の特性に配慮した環境整備と医療・介護体制の確保に努めます。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
避難所の設置・運営	危機管理防災課 関係各課
福祉避難所の設置・運営	福祉政策課
防災に向けた関係部局の情報交換	危機管理防災課 関係各課

(4) 被災後のコミュニティ支援

災害は避難して終わりではありません。令和元年東日本台風災害においては被災後のコミュニティ再建が大きな課題となりました。今後の災害においても、被災地区のコミュニテ

イ支援を行うことで、今後の被災地区の運営や戻りたい場所に安心して帰ることができる地域づくりを目指します。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
被災者の心のケア（相談窓口の設置※法律相談を含む）	市社会福祉協議会 関係各課
被災者への見守り孤立防止支援	福祉政策課 市社会福祉協議会
被災地区住民自治協議会への支援	地域活動支援課 市社会福祉協議会 危機管理防災課
被災地区の復興応援事業、まちづくり支援	復興推進課

■市民・地域・事業者に期待する役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣近所と顔見知りになり、お互いに見守り、助け合う関係を築きます。 ○ 日頃から災害発生時の避難行動の確認や被害を最小限に抑えるための準備を行います。
地 域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣近所と、見守り、助け合う関係づくりに取り組みます。 ○ 防災意識の醸成や災害発生時の行動等について学ぶ機会を設けます。 ○ 災害時避難行動要支援者の把握や個別の避難支援計画の作成に協力します。 ○ 各地区の特性や実情に応じた「地域防災マップ」作成や市や市社会福祉協議会とともに「災害時支え合いマップ」を作成します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練の実施や事業継続計画の作成等、利用者・顧客、従業員等の命と財産を守り、また、事業を継続していくことができるための取組を推進します。 ○ 災害発生時の安全・安心な避難生活や復旧・復興に向けた取組に協力します。

◆取組事例◆地域コミュニティ「ぬくぬく亭」

令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた豊野地区では地域のつながりを絶やさず「ぬくぬく亭」という集まれる場が生まれました。



◆取組事例◆ ふれあい避難所体験 第三地区柳町

第三地区柳町では、令和3年度「ながのまちづくり活動補助金」を活用して「ふれあい避難所体験」を実施しました。消火訓練や炊き出し訓練、ダンボールベッド作り等を体験しました。高校生ボランティアも子ども達に防災グッズ作りを指導してくれました。



4-2 生活困窮者自立支援の充実

■目指す姿

生活に困窮している人が、悩みに寄り添った支援によって、自立に向けて前向きに取り組んでいるとともに、早期把握やフードドライブの充実、就労の場の開拓等、生活困窮者の支援を通じた「地域づくり」に取り組み生活困窮者に理解のある社会が創造されています。

【評価指標】

指 標	基 準 (R2)	目 標 (R8)
認定就労訓練事業所の数	14 事業所	15 事業所

※生活に困窮されている方のうち、すぐには一般就労に就くことが困難な者等に対して、軽易な作業等、その者の状況に応じた就労の機会を提供しながら、生活面や健康面での支援を行う生活困窮者就労支援事業により認定された事業所の数を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- ・本市の生活保護世帯数は増加傾向にあり、令和2(2020)年度は月平均で2,641世帯となっています。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経済的に厳しい状況に置かれている人の増加も懸念されます。

【取組状況・工夫】

- ・長野市生活就労支援センター“まいさぼ長野市”においては、様々な問題を抱えて生活に困窮している者に対し、地域の関係機関と連携しながら寄り添い型の相談支援を実施しています。

【必要な取組・支援】

- ・重層的支援体制整備事業と併せ、生活困窮者に対する自立支援の強化が必要です。
- ・民生委員児童委員等と連携し、問題を早期に把握する必要があります。
- ・社会的に孤立することのないよう地域とのつながりを創出するための取組を推進する必要があります。

■今後の方向

(1) 相談支援体制の充実

生活困窮者の自立支援に向けた相談支援体制及び関係各課・機関の連携の強化に努めます。また、生活に困窮している者の早期把握に努め、相談につなぐ体制づくりに取り組みます。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
-----	------

自立相談支援事業	生活支援課 市社会福祉協議会
生活困窮者自立支援庁内連携会議の開催	生活支援課 市社会福祉協議会
包括的総合相談事業	市社会福祉協議会

(2) 生活・就労支援の充実

社会環境の変化や生活実態の把握に努めつつ、安心・安全な生活や安定的な就労ができるよう、生活全般に関する相談や生活支援、経済的自立に向けた支援の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
生活就労支援センター（まいさぼ長野市）での相談支援	生活支援課 市社会福祉協議会
家計改善支援事業	生活支援課 市社会福祉協議会
就労準備支援・就労訓練事業	生活支援課 市社会福祉協議会
一時生活支援事業	生活支援課 市社会福祉協議会
ジョブ縁ながの開設	生活支援課
母子・父子自立支援員の配置	子育て支援課
高等職業訓練の促進	子育て支援課

(3) 子どもの貧困対策の充実

現在から将来にわたって、全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう、学習・体験機会の確保や生活・経済面での支援を行うとともに、保護者に対する就労等の支援の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
ひとり親家庭子どもの生活・学習支援	子育て支援課
生活困窮世帯等の児童生徒の学習支援	生活支援課 市社会福祉協議会
スクールソーシャルワーカー活用	学校教育課
高等職業訓練の促進（再掲）	子育て支援課
生活保護受給者等就労自立促進事業	生活支援課 ハローワーク長野

■市民・地域・事業者に期待する役割

市 民	○ 生活困窮や子どもの貧困問題に関心を持ち、理解を深めます。
-----	--------------------------------

	○ 生活に困窮している場合、身近な相談者や相談支援機関に相談します。
地 域 (住民自治 協議会)	○ 活動を通じて支援が必要と思われる人を把握した場合、身近な相談者や相談支援機関につなげます。 ○ 生活に困窮している人が地域で孤立しないための居場所やつながりづくりに努めます。
事業者	○ 生活に困窮する人が自立支援のために働く場所や孤立しないための居場所づくりに取り組みます。

4-3 成年後見制度の利用促進

(長野市成年後見制度利用促進基本計画)

■目指す姿

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な人も成年後見制度の利用や地域の支援により、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けています。

【評価指標】

指 標	基準 (R2)	目標 (R8)
成年後見制度について知っている人の割合	72.1%	83.3%

※判断能力の不十分な人を法的に保護し、支援するための制度として設けられた成年後見制度について知っている人の割合を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- ・判断能力の不十分な人を法的に保護し、支援するための制度として成年後見制度が設けられています。
- ・令和2(2020)年度に実施したまちづくりアンケートでは、成年後見制度の意味を知っている、若しくは聞いたことがあると回答した人が7割を超えており、徐々に浸透しつつあります。
- ・高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増えてきており、今後も増加が見込まれます。
- ・親族等の関わりが希薄なことにより、将来の生活に不安を抱えている高齢者が増えています。

【取組状況・工夫】

- ・長野市成年後見支援センターを設置し、成年後見制度に関する相談を受けているほか、市民後見人の育成等を行っています。
- ・親族が後見開始の審判の申立てを行うことができない場合には、法律に基づき、市長が申立て(審判の請求)を行っています。
- ・「おひとりさま」あんしんサポート相談室を設置し、親族等の支援が得られない方が抱える様々な相談に対応しています。

【必要な取組・支援】

- ・引き続き、成年後見制度の周知を図るとともに、必要な人が利用できるよう支援の充実と体制強化を図っていく必要があります。
- ・任意後見、補助・保佐・後見に関する広報機能・相談機能を備えた地域連携ネットワーク体制の推進を図っていく必要があります。
- ・関係機関との連携により、身寄りがなくても安心して生活できる地域づくりを進める必要があります。

■今後の方向

(1) 成年後見制度の普及促進

パンフレットや広報誌、ホームページ等、様々な媒体や機会を通じて成年後見制度についての周知を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
市民向け啓発パンフレットの作成・配布	地域包括ケア推進課 成年後見支援センター 地域包括支援センター
「広報ながの」への記事掲載	地域包括ケア推進課
ホームページを通じた制度の周知	地域包括ケア推進課 市社会福祉協議会

(2) 成年後見制度の利用に向けた支援の充実

必要な人が利用できるための支援を行うとともに、市民後見人の育成等、市民が主体となった成年後見制度支援を促進します。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
成年後見に関する市長申立手続きの実施	地域包括ケア推進課 障害福祉課
市民後見人の育成・研修会の実施	成年後見支援センター

(3) 成年後見制度を利用しやすい環境の整備

ア 中核機関の充実

a 設置主体

地域連携ネットワークの中核機関として機能する長野市成年後見支援センターについて、令和3(2021)年度から市が設置主体となって、市社会福祉協議会に運営を委託しています。

b 主な機能

中核機関は、成年後見の広報活動や相談を行うほか、成年後見に係る情報・団体の情報を集積し、相互の連携・ネットワークの要としての機能を果たします。

c 業務内容

(a) 広報業務

成年後見制度全般にわたる広報に取り組むとともに、各種団体等が行う広報・周知活動を支援します。

また、各地区の民生委員児童委員協議会定例会や金融機関への説明会を実施します。

(b) 専門相談業務

成年被後見人・成年後見人いずれからの相談に応じ、適切に成年後見制度を運用するとともに、関係団体等の相談業務の連携を図り、連携ネットワーク機能による相談体制の構築を図ります。

(c) 利用支援・促進業務

ケース方針検討会議を実施するとともに、弁護士等の専門職による困難ケースの検討、後見受任者の検討等を行います。

また、専門職を派遣してニーズを診断する等、きめ細やかに対応します。

(d) 担い手の育成・活動の支援（市民後見推進事業）

市民後見人養成研修修了者の実務研修を実施するほか、法人後見支援員のうち適任者を成年後見人等候補者として家庭裁判所へ申し立て支援を行います。

(e) 後見活動支援

後見受任者（親族後見人のほか、センターを通じて受任調整した第三者後見人）からの相談を受ける等の支援を行います。

イ 地域連携ネットワークの強化

地域連携ネットワークは、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とし、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。長野地域成年後見支援ネットワーク協議会を中心とし、市社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域包括支援センターや事業者等と連携し、地域連携ネットワークの強化を図ります。

ウ 広域利用の推進

本市が中心市となる長野地域連携中枢都市圏において、単独で中核機関を設置することが困難な信濃町、小川村、飯綱町と連携協約を締結し、令和3(2021)年度から長野市成年後見支援センターを共同で利用しています。今後は、連携町村における成年後見制度の利用促進も併せて進めていきます。

(4) 成年後見制度の推進体制及び進捗管理

ア 成年後見に関する基本的な事項を審議調査する審議会

本市が設置する「長野市社会福祉審議会」に成年後見に関する基本的な事項を審議調査する権能を付与することとし、令和2(2020)年度に成年後見制度に関する学識経験者を新たに同審議会委員に委嘱しました。

同審議会には複数の専門分科会があり、成年後見制度が関連するものとして地域福祉、老人福祉、障害者福祉専門分科会があることから、総合的な審議調査を本会でを行い、必要に応じて各専門分科会でも審議調査や報告を行います。

イ 地域連携ネットワーク協議会

弁護士、司法書士等の専門知識を有する者、医師、福祉関係者、当事者団体の代表等により構成される長野地域成年後見支援ネットワーク協議会を設置し、家庭裁判所との連携を確保しながら、成年後見支援センターの運営に関する事項、地域における関係団体の

連携に関する事項その他必要な事項について協議し、圏域での成年後見制度の利用促進を図ります。

ウ 地域ケア会議の活用

地域包括支援センターその他の多様な関係者が連携する地域ケア会議を活用して成年後見制度の普及促進・利用者支援や地域連携の強化を図ります。

(5) 日常生活自立支援事業等関連制度との連携強化

市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業は、判断能力が十分ではないが、契約行為について意思決定が可能な人を対象として、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用手続等の支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り等、本人に寄り添った支援が可能であること等、後見制度を補完する特徴を有しています。

地域連携ネットワークの構築に合わせて、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携を強化し、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、中核機関と連携して成年後見制度へのスムーズな移行等を検討します。

(6) 身寄りのない高齢者等への支援

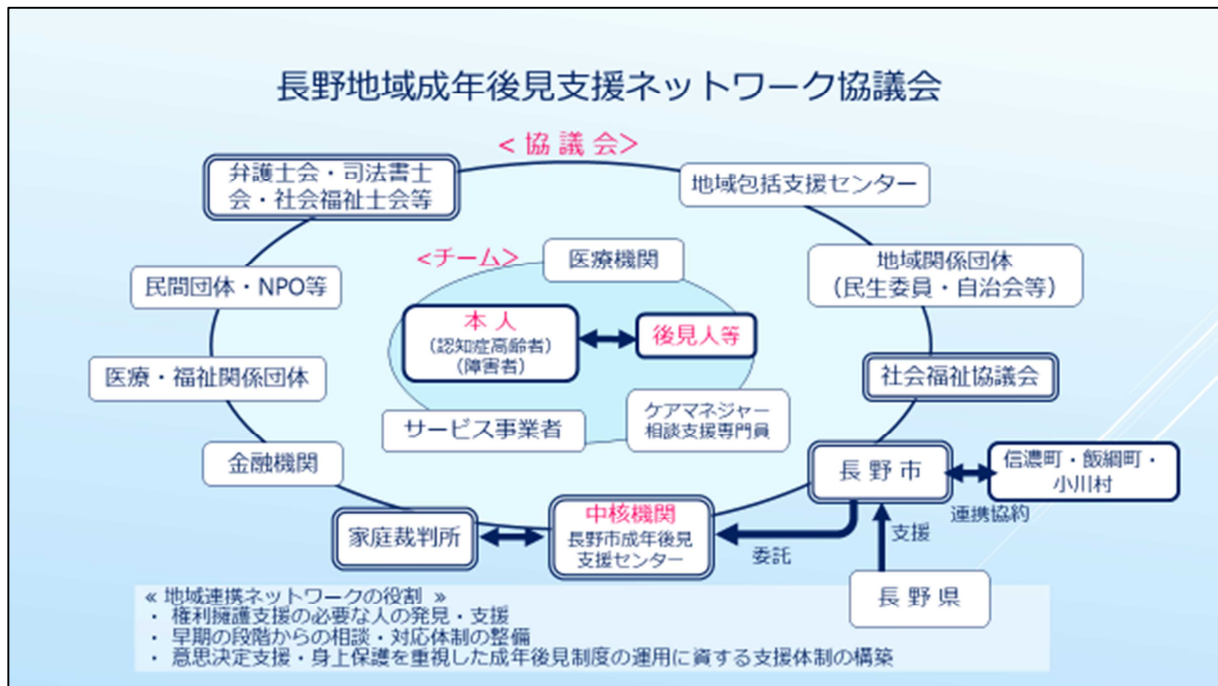
ア 「おひとりさま」あんしんサポート相談室の設置

「おひとりさま」あんしんサポート相談室において、関わりのある親族がいないため、今後の生活に不安を抱えている意思決定が可能な、いわゆる「おひとりさま」の相談に広く応じ、任意後見の利用促進と地域の力を活用しながら安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員児童委員、医療機関等と連携する支援システムのネットワーク構築を図ります。

イ 身元保証がない高齢者等の入院・入所に係るガイドラインの策定

「おひとりさま」あんしんサポート相談室において把握される身寄りのない高齢者等の実情及び支援の実績を分析・評価し得られたエビデンスから、医療機関、行政機関、福祉施設、不動産事業者等と連携して、身寄りがなくても安心して入院・入所・入居できる地域ガイドラインを策定します。

■中核機関・地域連携ネットワークのイメージ



◆取組事例◆ おひとりさま安心サポート相談室

令和3(2021)年10月1日に「おひとりさま」あんしんサポート相談室を長野市ふれあい福祉センター（市社会福祉協議会）内に設置しました。

いざというときに頼れる親族のいない、いわゆる「おひとりさま」の困りごとや将来への不安、任



4-4 権利擁護の推進

■目指す姿

年齢や性別、障害の有無等に関わらず全ての人の権利が守られ、暴力や虐待等により人権が侵害されることのないよう、地域全体で見守る体制が整っています。

■現状

【背景・課題】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染者や関係者等に対する様々な差別や偏見が生まれることや、長引く自粛生活等による家庭内での暴力や虐待の増加が懸念されています。
- ・LGBTQ+*等、性的少数者についての関心が高まり、多様性を認め合う社会の構築が求められています。
- ・インターネットの普及や新型コロナウイルス感染拡大に伴う自粛生活等の影響により、ネット通販の利用が拡大する等、消費生活に変化が見られます。

【取組状況・工夫】

- ・高齢者や障害者、子ども等に対する虐待防止に向け、関係機関・団体によるネットワークを構築しています
- ・障害者週間や人権週間等において差別や偏見、権利擁護等に関する啓発事業を展開しています。

【必要な取組・支援】

- ・暴力や虐待に気付き、早期の状況把握・対応ができる地域づくりや体制の更なる強化を図るとともに、養護者等に対する支援の充実が必要です。

■今後の方向

(1) 暴力・虐待防止対策の強化

関係機関・団体が連携し、あらゆる暴力の根絶や虐待防止に向けた様々な支援を行うとともに、暴力や虐待の早期発見及び迅速かつ適切な対応がとれる体制の強化を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
養護者による高齢者虐待に関する相談・対応	地域包括ケア推進課
施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・対応	高齢者活躍支援課
高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会の開催	地域包括ケア推進課
長野市地域包括支援センター（高齢者虐待に関する相談・対応）	地域包括ケア推進課
障害者虐待に関する相談・対応	障害福祉課
障害者虐待防止センター事業	障害福祉課
児童虐待・DVに関する相談・対応	子育て支援課

長野市要保護児童対策協議会運営	子育て支援課
障害者権利擁護サポートセンター事業	障害福祉課
いじめ問題対策連絡協議会運営	学校教育課

(2) 差別や偏見をなくすための取組の推進

障害や性的指向・性自認、犯罪被害者の二次被害*や新型コロナウイルス感染症等による差別や偏見をなくし、多様性を認め合うことができるよう、それらに関する正しい知識を習得し、理解を深めるための取組を推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
障害者差別解消センター事業	障害福祉課
障害者権利擁護サポートセンター事業（再掲）	障害福祉課
やさしいお店登録制度	障害福祉課
人権教育・啓発事業	人権・男女共同参画課

(3) 消費啓発・詐欺防止対策の強化

悪質商法や特殊詐欺の被害を防止するため、様々な媒体を通じた啓発、注意喚起や日頃からの声掛けや見守り等、地域や家族ぐるみで防止対策を促進します。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
消費者被害防止に向けた広報啓発・出前講座 消費者センター	市民窓口課
高齢者向け消費啓発事業	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター

■市民・地域・事業者に期待する役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力・虐待や人権問題、消費生活等の問題に関心を持ち、正しい知識を習得し、理解を深めます。 ○ 隣近所や家族、友人・知人等に異変を感じた場合、関係機関や身近な相談者に連絡・相談します。
地 域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力・虐待や人権問題、消費生活等に関する正しい知識を習得し、理解を深めるための機会を設けます。 ○ 暴力・虐待の早期発見に向け、日頃からの顔の見える関係づくりに努めるとともに、活動を通じて異変を感じた場合、対応への協力や関係機関への連絡・相談します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 偏見をなくすために、地域の中での活動を意識して行います。 ○ 福祉サービス利用者等で、暴力・虐待等を受けていると思われる事例があった場合、対応への協力や関係機関への通告・相談を行います。 ○ 事業活動を通じて顧客等の異変に気付いた場合、関係機関への連絡・相談します。 ○ 安心して消費行動できるよう、分かりやすい説明や適切な対応を行います。

4-5 再犯防止対策の推進（長野市再犯防止推進計画）

■目指す姿

犯罪をした者等*が地域の中で、様々な支援を受けながら、市民の理解と協力を得て、地域の中で孤立することなく、再び社会を構成する一員となっています。

【評価指標】

指 標	基準（R2）	目標（R8）
市内の協力雇用主数	77 事業所	84 事業所

※犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業主の数を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- ・犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない人、高齢で身寄りがない人等、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人も多い状況です。
- ・長野県内の犯罪状況をみると、近年は刑法犯認知件数*、検挙件数ともに減少傾向にありますが、再犯検挙件数は横ばい傾向にあり、再犯率が上昇しています。
- ・平成 28(2016)年に成立した再犯防止推進法では、地方公共団体にも再犯防止等に関する施策を実施する責務があることが明記され、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされています。

【取組状況・工夫】

- ・市社会福祉協議会では、関係団体と連携し、犯罪をした者等の更生について理解を深め、立ち直りを支援し、犯罪や非行のない地域社会を築くための運動を展開するとともに、各団体の活動を支援しています。

【必要な取組・支援】

- ・再犯を防止するためには、刑事司法手続きを離れた後も、社会復帰に向けて継続的に支援していくことが必要です。
- ・「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係機関・団体と連携しながら、再犯防止に関する施策を総合的に推進する必要があります。

■今後の方向

（1）就労・住居の確保のための取組の推進

ア 就労の確保

関係機関と連携し、就職相談や就職後の定着支援、生活習慣の形成、社会的自立のための訓練等を行います。また、協力雇用主の開拓・確保等、雇用拡大に向けた取組を推進します。

イ 住居の確保

犯罪をした者等の市営住宅への入居について配慮するとともに、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための取組を推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
生活就労支援センター（まいさぼ長野市）での相談支援	市社会福祉協議会
協力雇用主制度の周知	市社会福祉協議会
市営住宅入居への配慮	住宅課
住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録	住宅課

(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進

ア 高齢者、障害者等への支援

犯罪をした高齢者や障害者で、自立した生活を営む上で様々な困難を抱える人に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう、関係機関・団体等と連携しながら相談支援を行います。

イ 依存症のある人への支援

犯罪をした者等で、特にアルコール・薬物・ギャンブル等依存症を抱える人に対し、医療機関や民間リハビリ施設等と連携し、回復に向けた継続的な支援を行います。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
地域包括支援センター（高齢者の総合相談）（再掲）	地域包括ケア推進課
障害者相談支援センター事業（再掲）	障害福祉課
精神保健相談	保健所健康課 保健センター

(3) 学校等と連携した支援の実施

ア 青少年の非行防止

地域における青少年の健全育成を図るための環境づくりや巡回活動、街頭補導を推進するとともに、地域の青少年を見守り育てるボランティア等の育成を図ります。

イ 薬物乱用防止等のための取組

関係団体と連携し、中学校や高校での薬物乱用防止教育を推進します。

ウ 困難を抱える子どもたちを社会で支える取組

生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の社会的自立や非行少年等の立ち直りに必要な支援を行います。また、生活困窮世帯の不登校、ひきこもりの子どもに対する訪問型学習支援等の取組を推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
長野市少年育成センター運営	家庭・地域学びの課
社会を明るくする運動	市社会福祉協議会
薬物乱用防止教育の推進	食品生活衛生課
スクールソーシャルワーカー活用（再掲）	学校教育課
生活困窮世帯等の児童生徒の学習支援（再掲）	生活支援課 市社会福祉協議会

（４）特性に応じた効果的な指導の実施

ア 少年・若者に対する支援

犯罪をした少年、若者に対し、関係団体等と連携し、社会奉仕体験活動等の教育的な働き掛けを行います。

イ 女性の抱える問題に応じた支援

虐待やDV、性犯罪の被害等が背景にあることも少なくないことを踏まえ、関係団体等と連携し、生活全般の相談指導や社会復帰支援を行います。

ウ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援

発達上の課題を抱えているため、これまで適切な支援につながらないことや、課題の存在そのものが見過ごされてきた場合も少なくないことを踏まえた支援を行います。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
発達相談支援センター事業（再掲）	障害福祉課
障害者相談支援センター事業（再掲）	障害福祉課
ドメスティック・バイオレンス防止啓発	人権・男女共同参画課 子育て支援課
社会を明るくする運動（再掲）	市社会福祉協議会
長野地区保護司会・更生保護女性会	市社会福祉協議会

（５）民間協力者の活動促進及び広報・啓発活動の推進

ア 民間協力者の活動支援

保護観察を受けている者や刑務所等から釈放された者等の自立更生を支援する長野地区保護司会、長野地区更生保護女性会等の民間協力者の活動を支援します。

イ 広報・啓発活動の推進

再犯防止や更生保護に関する出前講座や啓発記事の掲載等を通じて、刑期を終えて出所した人の人権が尊重され、犯罪をした者の立ち直りに対する理解促進を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
長野地区保護司会・更生保護女性会（再掲）	市社会福祉協議会
社会を明るくする運動（再掲）	市社会福祉協議会

（６）関係団体等との連携強化

再犯防止に係る関係機関・団体等が当面する課題や対応についての定期的に情報共有や協議する場の充実、ネットワークの組織化について調査研究します。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
（仮称）長野市再犯防止推進協議会の設置に向けた調査研究	福祉政策課

■市民・地域・事業者に期待する役割

市 民	○ 再犯防止について関心を持ち、理解を深めるための講演会等に参加します。
地 域 （住民自治 協議会）	○ 保護司会や更生保護女性会による保護観察や更生保護活動、生活環境調整、犯罪・非行防止活動等の活動に協力します。
事業所	○ 犯罪をした者等の就労や住居の確保に協力します。 ○ 特性や状態を理解し、関りを深めます。

第5章 計画の推進について

1 計画の進捗管理等

計画の進捗状況の管理については、長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会のほか、本計画の施行に合わせて設置する「長野市地域福祉推進会議」及び「長野市地域福祉庁内推進会議」にて行います。

① 長野市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会（市民参画組織）

社会福祉関係者、学識経験者等で構成し、本市における地域福祉に関する事項について調査審議します。

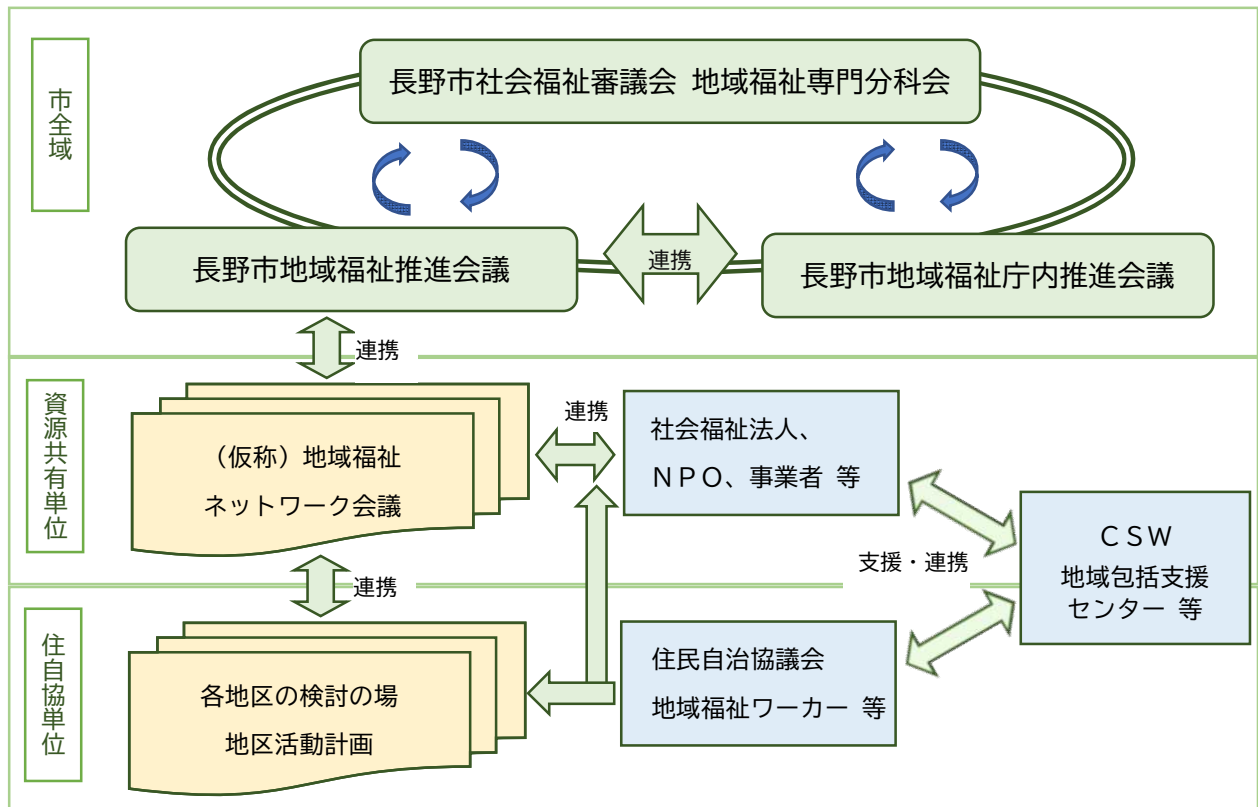
② 長野市地域福祉推進会議（市民参画組織）

本市の地域福祉に関心のある者、市内で社会福祉に関する事業又は活動に従事している者等で構成し、本計画の実施状況、社会福祉法に規定する社会福祉充実計画*に関するもののほか、今後の地域福祉推進体制のあり方、地区を越えた対応が必要な課題の解決策等について検討します。

③ 長野市地域福祉庁内推進会議（行政組織）

市の関係部局の職員で構成し、計画の実施状況の把握のほか、長野市地域福祉推進会議で検討された地域福祉推進体制のあり方、地区を越えた対応が必要な課題等に対応して、地域福祉の推進に必要な事項や関係部局間の連携について検討します。

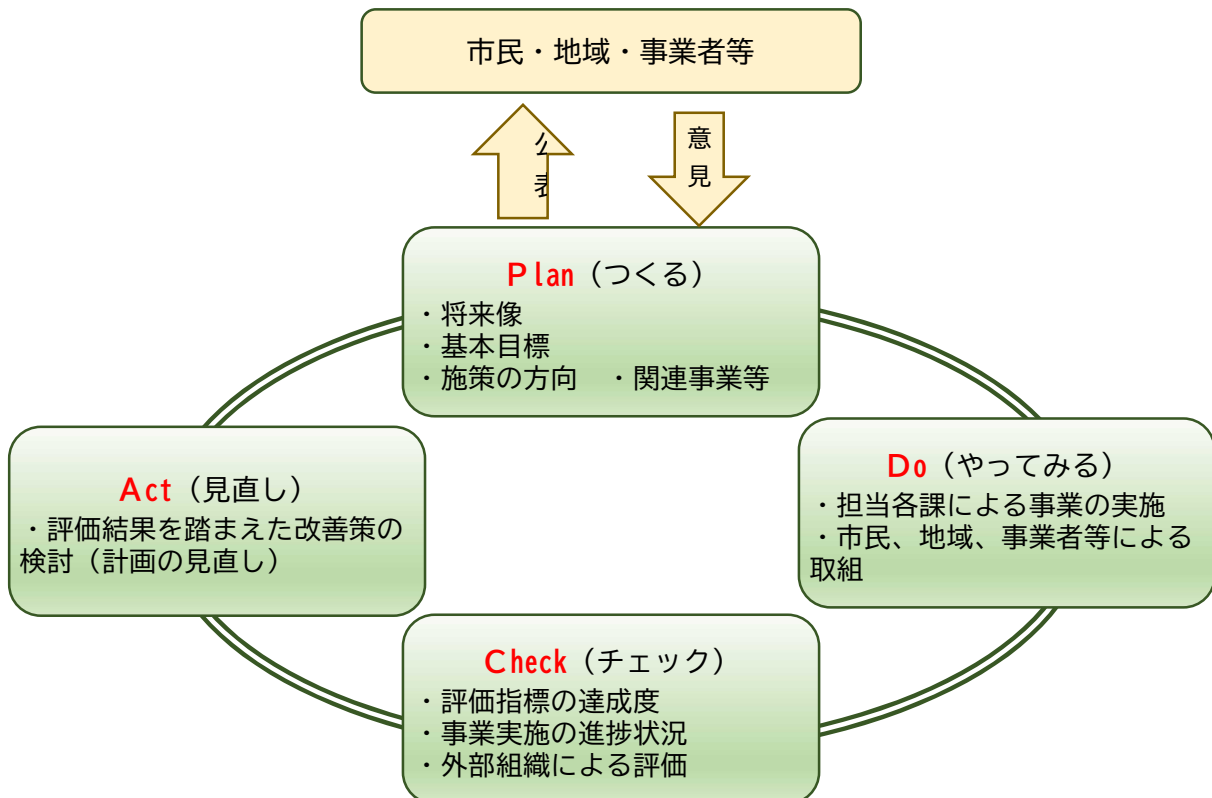
【進捗管理体制】



【地域福祉専門分科会等の主な役割】

会議名	長野市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	長野市地域福祉推進会議 (予定)	長野市地域福祉 庁内推進会議
主な 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する事項の調査審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画の進行管理 ・社会福祉法人の社会福祉充実計画に関すること ・本計画の検討課題の協議 (今後の地域福祉推進体制のあり方、地区を越えた対応が必要な課題の解決策の検討等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の実施状況の把握及び当該事業年度における業務の実績についての検討 ・地域福祉計画の実施に関し、関係部局の連絡調整 ・その他地域福祉の推進に関し必要な事項の検討 ・本計画の検討課題の協議 (今後の地域福祉推進体制のあり方、地区を越えた対応が必要な課題の解決策の検討等)

【進捗管理のイメージ】



資料編

I 計画策定（参画）組織

1 社会福祉審議会地域福祉専門分科会

令和2年度	第1回地域福祉専門分科会 令和2年6月2日（水）	・第四次長野市地域福祉計画の策定について
	第2回地域福祉専門分科会 令和2年11月13日（土）	・第三次長野市地域福祉計画中間評価（素案）の審議
令和3年度	第2回地域福祉専門分科会 令和2年12月18日（金）	・第三次長野市地域福祉計画中間評価（案）の審議
	第1回地域福祉専門分科会 令和3年9月1日（水）	・第三次長野市地域福祉計画中間評価の概要説明 ・第四次長野市地域福祉計画策定方針の説明
	第2回地域福祉専門分科会 令和3年10月15日（金）	・第四次長野市地域福祉計画（素案）の審議
	第3回地域福祉専門分科会 令和3年11月12日（金）	・第四次長野市地域福祉計画（案）の審議
	第4回地域福祉専門分科会 令和4年2月8日	

◇長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

氏名	役職
小泉 栄正 寺沢 さゆり	市議会議長 ※小泉栄正（～R3.9） 寺沢 さゆり（R3.10～）
伊藤 篤志	長野市民生委員児童委員協議会 会長
高山 さや佳	長野市ボランティアセンター運営委員会 副委員長
嶋田 直人	長野県高齢者福祉事業協会（社会福祉法人光仁会 富竹の里）
武田 るい子	清泉女学院短期大学 教授
小林 久男	中条地区住民自治協議会 会長
青木 寛文	長野県弁護士会
新井 厚美	長野市ボランティア連絡協議会 副会長
綿貫 好子	長野市障害ふくしネット（社会福祉法人 廣望会 常務理事）
吉瀬 陽	社会福祉法人 湖会（松代児童相談センター）
藤澤 健一	長野市社会福祉協議会 評議員（古里地区住民自治協議会）
小池 英樹	長野市立公民館連絡協議会 幹事（長野市立城山公民館 館長）
石田 三千夫	長野市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長
小林 俊之	公募委員
玉川 吉彦	公募委員

2 第四次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会

第1回作業部会 令和3年5月24日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次長野市地域福祉計画中間評価の概要説明 ・第四次長野市地域福祉計画策定方針の説明
第2回作業部会 令和3年7月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・講演 演題:「地域福祉計画の策定に当たって」 講師:淑徳大学 山口 光治 学長 ・ワークショップ テーマ:「身近な地域課題」
第3回作業部会 令和3年7月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ テーマ:「担い手」
第4回作業部会 令和3年9月1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で起きていること 児童、障害、災害、貧困等に関する事例紹介 ・ワークショップ テーマ:「夢を語ろう こんな地域になったらいいな」
第5回作業部会 令和3年10月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次計画素案に関する意見聴取
第6回作業部会 令和3年10月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次計画素案に関する意見聴取

※作業部会開催前に、作業部会正副部会長及び正副幹事による幹事会を開催

◇第四次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会部会員名簿

NO	選出区分	氏名	役職等
1	第一地区	西澤 利治	健康福祉部会長
2	第二地区	市川 勲	福祉健康部会長
3	第三地区	浅倉 信	事務局長
4	第四地区	小林 昌樹	健康福祉部会長
5	第五地区	戸谷 裕治	事務局長
6	芹田地区	青木 敏	地区社会福祉協議会会長
7	古牧地区	金永 富雄	福祉部会長
8	三輪地区	奥山 希代子	健康・福祉部会長
9	吉田地区	清宮 利花	広町区 区長
10	古里地区	大澤 好明	福祉・健康部長
11	柳原地区	新井 栄子	事務局長
12	浅川地区	小山 隆	住民自治協議会副会長
13	大豆島地区	保谷 利信	福祉健康部会長
14	朝陽地区	古川 晴雄	社会福祉部会長
15	若槻地区	横山 博道	福祉健康部長
16	長沼地区	米沢 啓史	福祉健康部会部会長
17	安茂里地区	青沼 経夫	健康福祉部会長

N0		選出区分	氏名	役職等
18		小田切地区	池田 三重子	福祉・健康部会長
19		芋井地区	丸山 香里	福祉部会長
20		篠ノ井地区	田中 美枝子	福祉部会長
21		松代地区	傳田 伸剛	福祉健康部会長
22		若穂地区	義家 富江	住民自治協議会副会長
23		川中島地区	近藤 春雄	社会福祉部会長
24		更北地区	小山 安正	住民自治協議会副会長
25		七二会地区	酒井 厚子	健康福祉推進員会長
26		信更地区	塚田 今朝幸	福祉健康部会部会長
27		豊野地区	武田 正司	福祉健康部会部会長
28		戸隠地区	武内 一夫	健康福祉委員会委員長
29		鬼無里地区	佐藤 美香	社会福祉部長
30		大岡地区	的場 明子	協議体 委員長
31		信州新町地区	塚田 悦啓	事務局長
32		中条地区	久保田 直光	健康福祉部会長
33	NPO		新井 厚美	NPO 法人ワーカーズコープかがやき 代表理事
34	社会福祉法人		児島 昭	社福) ヒューマンハリテージ 理事長
35	介護サービス事業者		小林 俊之	(株) ながの地域福祉サービス 代表取締役
36	介護保険施設		涌井 淳夫	社福) 若槻ホーム 常務理事
37	地域包括支援センター		村本 利廣	社福) 善光寺大本願福祉会 地域包括支援センターケアプラザ若穂 所長
38	障害ふくしネット		小島 健一	社福) 長野県社会福祉事業団 障害者支援施設水内荘 所長
39	障害ふくしネット		二木 里美	長野市南部障害者支援センター 専門員
40	生活困窮者支援		土屋 ゆかり	市社協 地域福祉課 (長野市生活就労支援センター 所長)
41	災害対応		小野 貴規	市社協 地域福祉課 (長野市生活支援・地域ささえあいセンター)
42	児童福祉関係者		吉瀬 陽	社福) 湖会 児童養護施設 松代福祉寮 心理士
43	教育関係者		千野 和江	市教育センター 指導主事

◇第四次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会設置要綱

<p>第四次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会設置要綱 (設置)</p> <p>第1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく第四次長野市地域福祉計画の策定に当たり、地域福祉の推進に係る専門的知識及び意見を繁栄させるため、第四次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。</p>

(任務)

第2 作業部会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 本市の福祉に係る課題に関すること。
- (2) 第四次長野市地域福祉計画の素案に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3 作業部会は、部会員 45 人以内で組織する。

2 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 本市の地域福祉の推進に関心のある者
- (2) 市内で社会福祉に関する事業又は活動に従事する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 部会員の任期は、令和4年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5 作業部会に部会長1人及び副部会長2人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 作業部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 作業部会は、部会長が必要と認めるときは、事案に関係ある者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(分科会)

第7 作業部会に、必要に応じ、分科会を置くことができる。

- 2 分科会に幹事及び副幹事各1人を置き、分科会に属する者の互選によりこれを定める。
- 3 幹事は、分科会の事務を掌理し、分科会を代表する。
- 4 副幹事は、幹事を補佐し、幹事に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 分科会は、幹事が必要と認めるときは、事案に関係ある者を分科会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第8 作業部会に分科会を置くときは、作業部会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、部会長、副部会長及び幹事によりこれを構成する。
- 3 幹事会は、分科会相互の調整を図り、分科会の活動を検討する。

(庶務)

第9 作業部会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。



Ⅱ 地域福祉を取り巻く長野市の状況

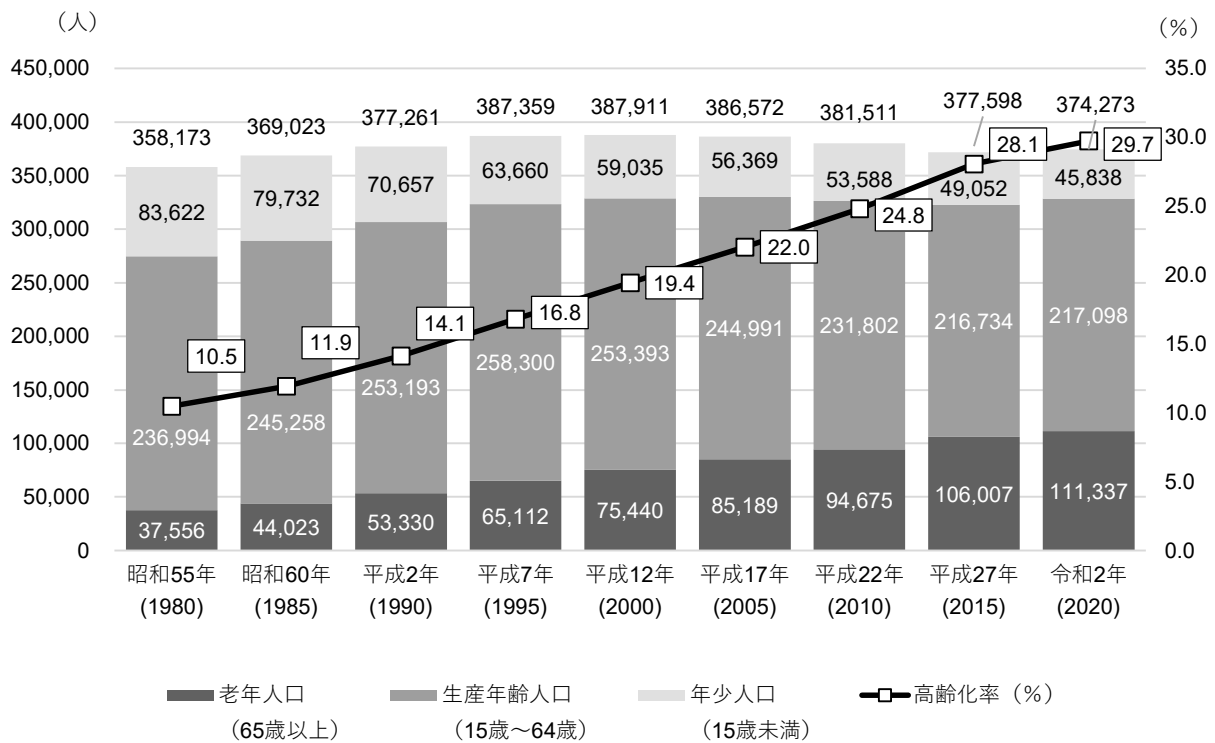
1 人口・世帯

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成12(2000)年をピークに減少傾向にあり、令和2(2020)年時点で374,273人となっています。

年齢3区分別にみると、0歳から14歳までの年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口が減少し、65歳以上の老年人口が増加しています。昭和55(1980)年時点で10.5%であった高齢化率は令和2(2020)年には29.7%まで上昇しており、急速に高齢化が進んでいる状況となっています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：平成27年以前は国勢調査（各年10月1日）、令和2年は住民基本台帳人口（10月1日）

※

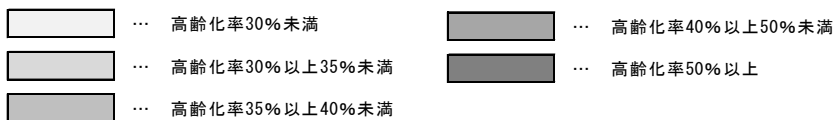
地区別にみると、最も人口が多い地区は、篠ノ井地区の41,235人、次いで更北地区(33,970人)、川中島地区(27,374人)と続き、芹田地区、古牧地区、若槻地区、安茂里地区も2万人を超えています。一方、最も人口が少ない地区は、小田切地区の836人、次いで大岡地区(858人)、鬼無里地区(1,229人)と続き、七二会地区、中条地区、信更地区も2千人以下となっています。

最も高齢化率が高い地区は、大岡地区の60.8%、次いで鬼無里地区(60.1%)、信更地区、中条地区(ともに54.8%)と続き、小田切地区、七二会地区、信州新町地区も50%を超えています。一方、高齢化率が最も低い地区は、古牧地区の23.0%、次いで大豆島地区(24.0%)、芹田地区(24.3%)と続いています。

■地区別_人口及び高齢化率



地区名	人口	高齢化率
第一	5,555	36.3%
第二	11,591	32.3%
第三	6,652	31.3%
第四	2,702	35.0%
第五	4,440	29.9%
芹田	26,822	24.3%
古牧	26,624	23.0%
三輪	16,093	30.5%
吉田	16,878	27.1%
古里	13,407	30.5%
柳原	6,769	30.4%
浅川	6,566	39.6%
大豆島	12,643	24.0%
朝陽	15,077	28.3%
若槻	20,174	29.1%
長沼	2,016	41.7%
安茂里	20,653	30.2%
小田切	836	53.5%
芋井	2,025	45.1%
篠ノ井	41,235	29.6%
松代	16,744	38.4%
若穂	11,945	33.5%
川中島	27,374	26.7%
更北	33,970	25.3%
七二会	1,420	53.0%
信更	1,849	54.8%
豊野	9,319	32.8%
戸隠	3,278	49.6%
鬼無里	1,229	60.1%
大岡	858	60.8%
信州新町	3,710	52.3%
中条	1,626	54.8%

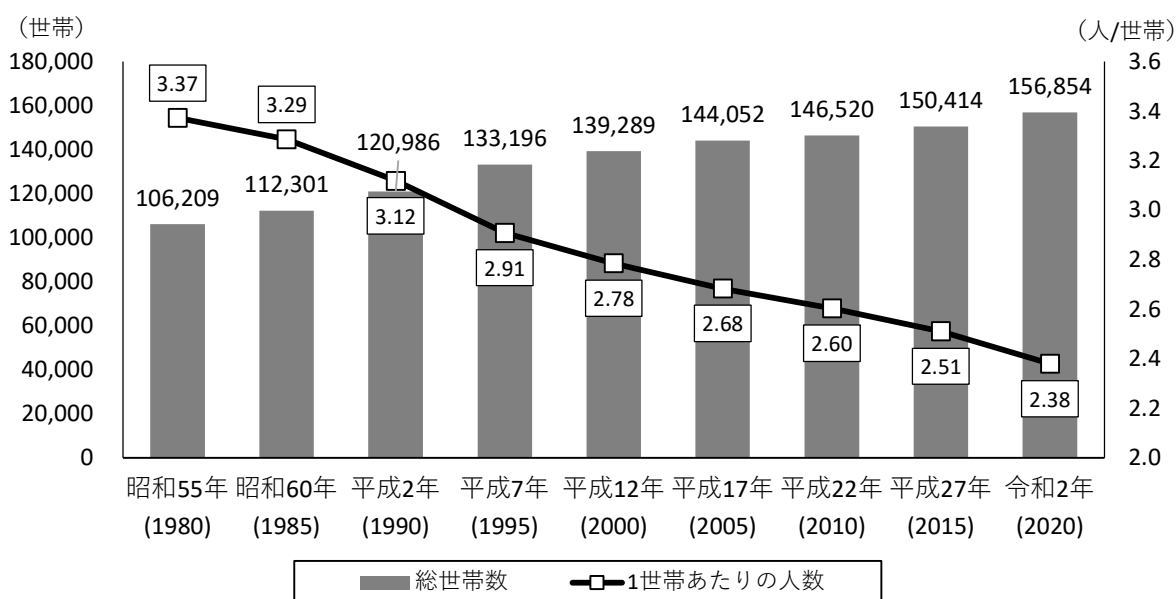


(2) 世帯の状況

本市の世帯数について国勢調査の結果から昭和 55(1980)年と平成 27(2015)年を比較すると、44,205 世帯増加し、平成 27(2015)年には 150,414 世帯となっています。世帯数が増え続ける一方で、1 世帯当たりの人数は減少し続け、昭和 55(1980)年には、1 世帯当たり 3.37 人でしたが、平成 27(2015)年には 2.51 人となっています。

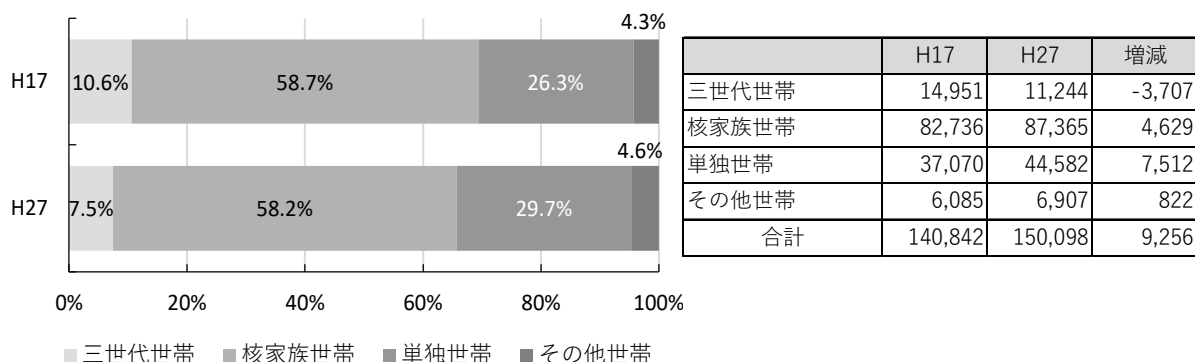
世帯構成の推移をみると、平成 17(2005)年から平成 27(2015)年の 10 年間で三世代世帯が減少し、核家族世帯、単独世帯が増加しています。特に単独世帯が大きく増加しており、総世帯数に占める割合も上昇し、全体の約 3 割を占めています。

■世帯数と世帯人員の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）、令和 2 年は速報値

■世帯構成・割合の推移

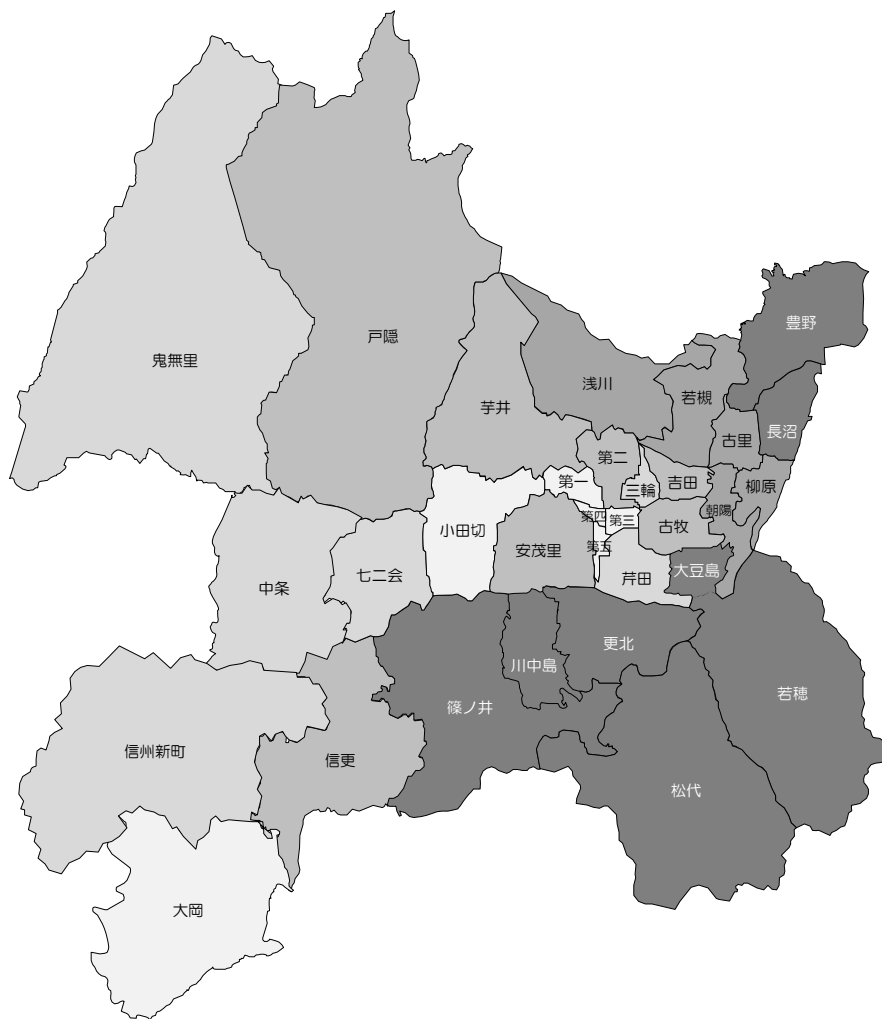


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

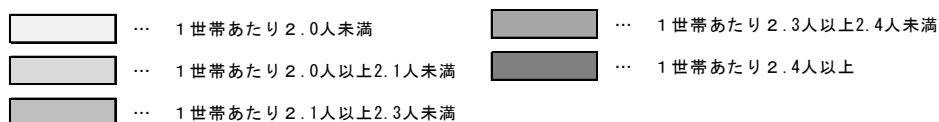
1世帯あたり人員が多い地区は、若穂地区の2.58人、次いで豊野地区(2.55人)、長沼地区、川中島地区(ともに2.48人)と続き、篠ノ井地区、大豆島地区、松代地区、更北地区も2.4人を超えています。

一方、1世帯あたり人員が少ない地区は、大岡地区の1.76人、次いで第三地区(1.83人)、第五地区(1.84地区)と続き、第四地区、小田切地区、第一地区も2.0人以下となっています。

■地区別_世帯数及び1世帯あたり人員



地区名	世帯数	1世帯あたり人員
第一	2,794	1.99
第二	5,469	2.12
第三	3,640	1.83
第四	1,409	1.92
第五	2,407	1.84
芹田	13,128	2.04
古牧	11,680	2.28
三輪	7,854	2.05
吉田	7,405	2.28
古里	5,599	2.39
柳原	2,857	2.37
浅川	2,798	2.35
大豆島	5,275	2.40
朝陽	6,390	2.36
若穂	8,518	2.37
長沼	812	2.48
安茂里	9,162	2.25
小田切	427	1.96
茅井	940	2.15
篠ノ井	16,911	2.44
松代	6,965	2.40
若穂	4,622	2.58
川中島	11,026	2.48
更北	14,148	2.40
七二会	709	2.00
信更	879	2.10
豊野	3,649	2.55
戸隠	1,450	2.26
鬼無里	613	2.00
大岡	487	1.76
信州新町	1,778	2.09
中条	804	2.02



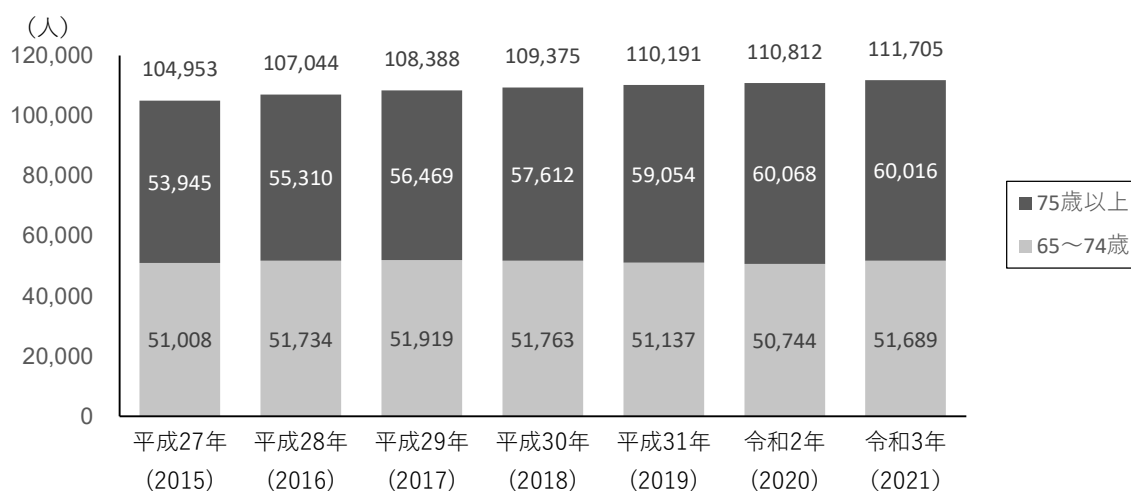
2 高齢者・子育て家庭・障害者等の状況

(1) 高齢者の状況

① 前期・後期別高齢者数

65～74歳の前期高齢者数は、平成29(2017)年をピークに減少傾向にありましたが、令和3(2021)年に再び増加に転じ、51,689人となっています。75歳以上の後期高齢者数は、令和2(2020)年まで一貫して増加傾向にありましたが、令和3(2021)年に減少に転じ、60,016人となっています。

■前期・後期別_高齢者数の推移

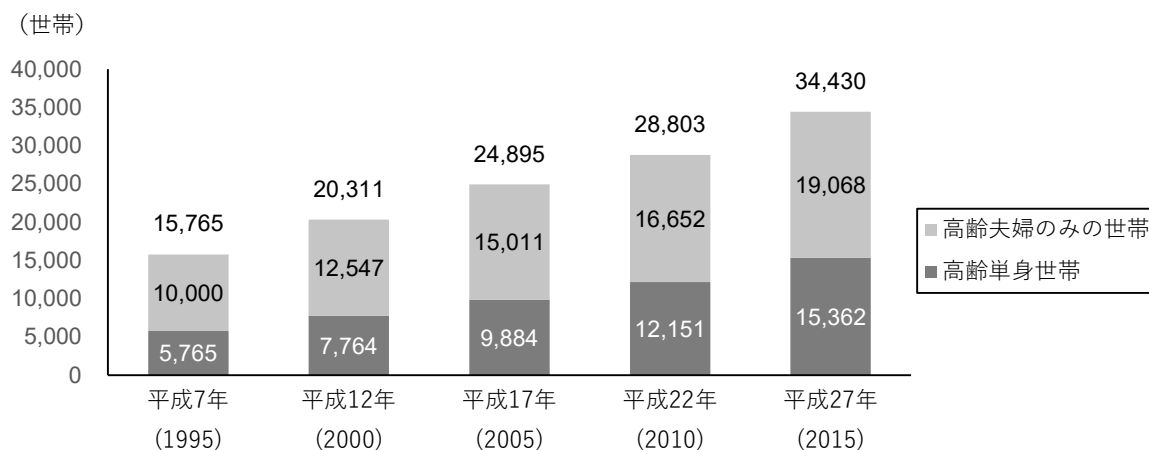


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 高齢者のいる世帯の状況

平成27(2015)年の国勢調査の結果から、総世帯数150,414世帯のうち、高齢単身世帯、または高齢者夫婦のみの世帯は34,430世帯と総世帯数の約23%を占めています。

■高齢者世帯の推移

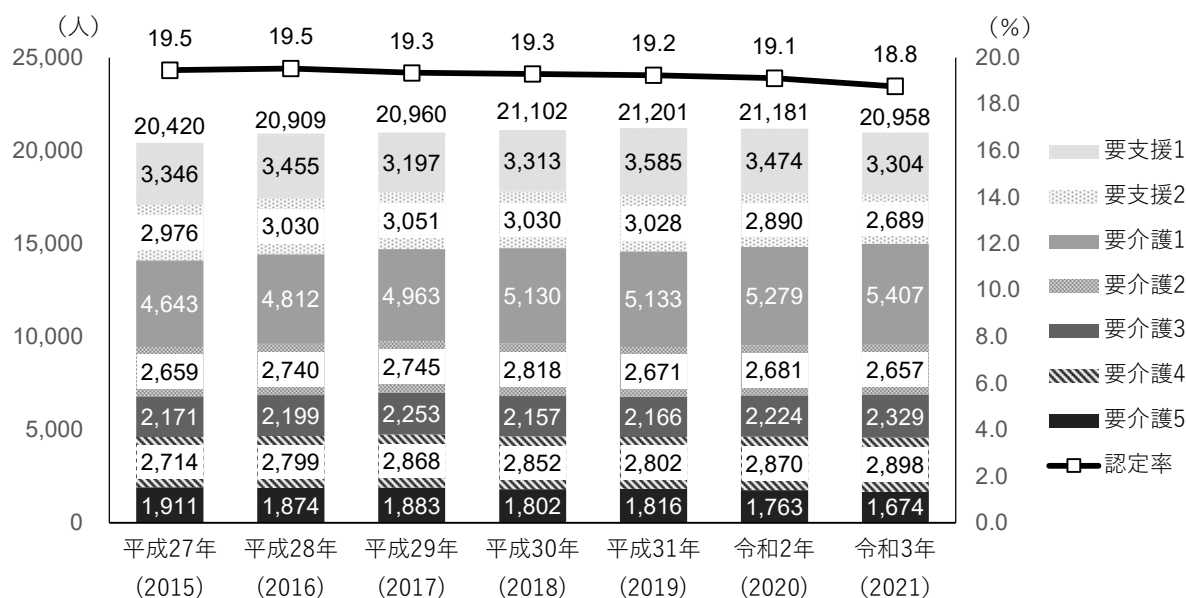


資料：国勢調査（各年10月1日）

③ 要介護等認定者の状況

介護保険の要支援・要介護認定者数は、平成 31(2019)年まで増加傾向にありましたが、その後は減少しており、令和 3(2021)年 4 月 1 日現在で 20,958 人です。要介護認定率は、減少傾向がみられ、平成 27(2015)年の 19.5%から令和 2(2020)年には 18.8%となっています。

■要介護・要支援認定高齢者数の推移

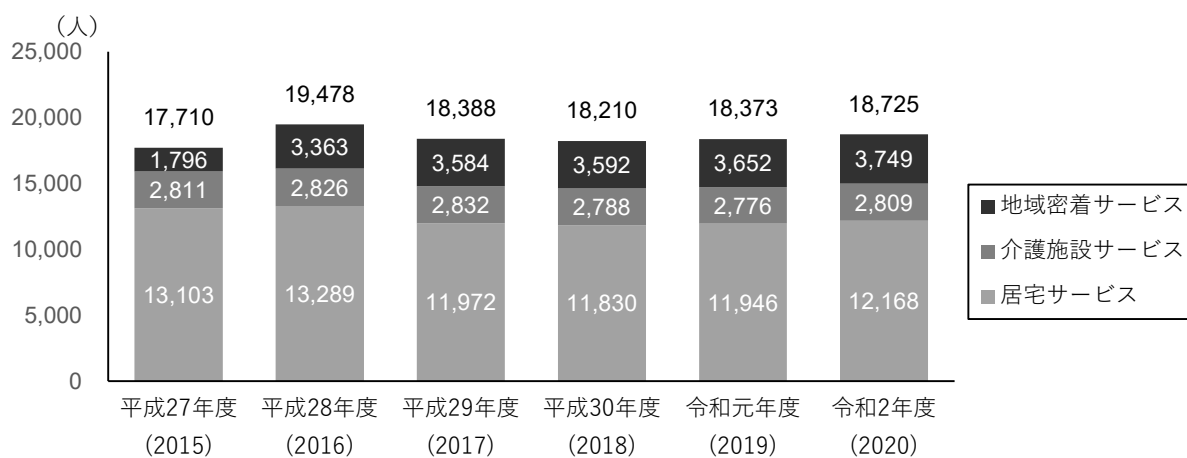


資料：長野市（各年 4 月 1 日現在）

④ 介護サービス利用者の状況

介護サービスを利用している人は、平成 27(2015)年から平成 28(2016)年にかけて大きく増加した後、平成 30(2018)年度まで減少していましたが、その後は増加傾向がみられ、令和 2(2020)年度で 18,725 人となっています。

■介護サービス利用者数の推移



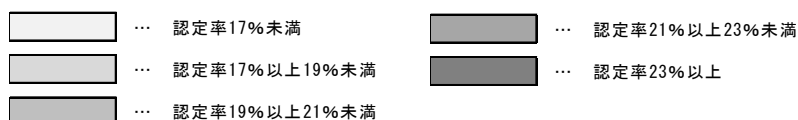
認定率が最も高い地区は、第三地区の29.5%、次いで中条地区(26.5%)、七二会地区(25.8%)と続き、三輪地区、大岡地区、小田切地区、信州新町地区、鬼無里地区、第二地区、第四地区、若槻地区、第一地区も20%を超えています。

一方、認定率が最も低い地区は、古里地区の15.0%、次いで芹田地区(16.3%)、大豆島地区、芋井地区(ともに16.6%)と続き、柳原地区、浅川地区も17%未満となっています。

■地区別_要支援・要介護認定者数及び認定率



地区名	認定者数	認定率
第一	422	20.9%
第二	814	21.8%
第三	614	29.5%
第四	200	21.1%
第五	255	19.2%
芹田	1,062	16.3%
古牧	1,099	17.9%
三輪	1,166	23.7%
吉田	883	19.3%
古里	615	15.0%
柳原	346	16.8%
浅川	440	16.9%
大豆島	505	16.6%
朝陽	735	17.2%
若槻	1,241	21.1%
長沼	145	17.2%
安茂里	1,195	19.1%
小田切	104	23.3%
芋井	152	16.6%
篠ノ井	2,269	18.6%
松代	1,269	19.7%
若穂	687	17.2%
川中島	1,300	17.8%
更北	1,579	18.4%
七二会	194	25.8%
信更	202	19.9%
豊野	587	19.2%
戸隠	280	17.2%
鬼無里	163	22.1%
大岡	122	23.4%
信州新町	441	22.7%
中条	236	26.5%
市外	169	-

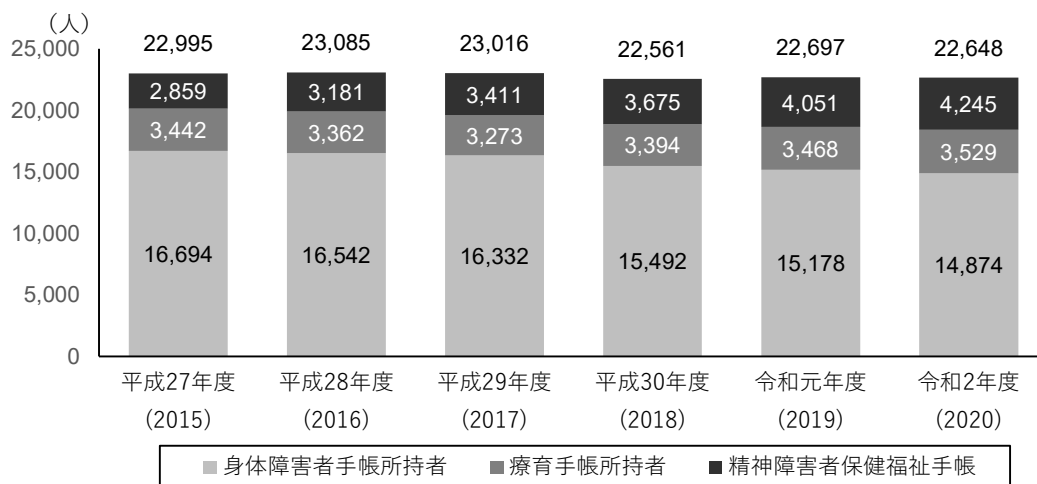


(2) 障害者・児の状況

身体障害者手帳の所持者から把握した身体障害者数は、令和元(2019)年度で15,178人です。

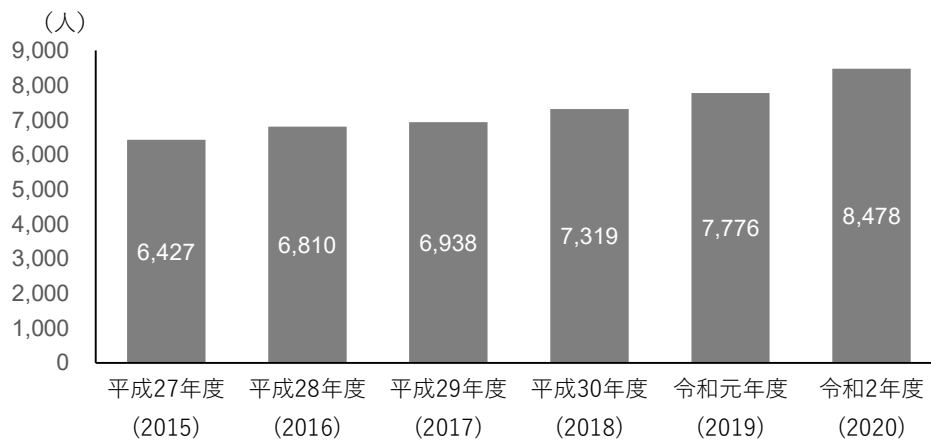
そのうち約76%の11,534人が65歳以上の高齢者です。原因別では、90%近い13,471人が後天性疾患により障害を持つようになっています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：長野市（各年度3月31日）

■精神障害者通院医療費公費負担受給者数の推移



資料：長野市（各年度3月31日）

(3) 子ども・子育て家庭の状況

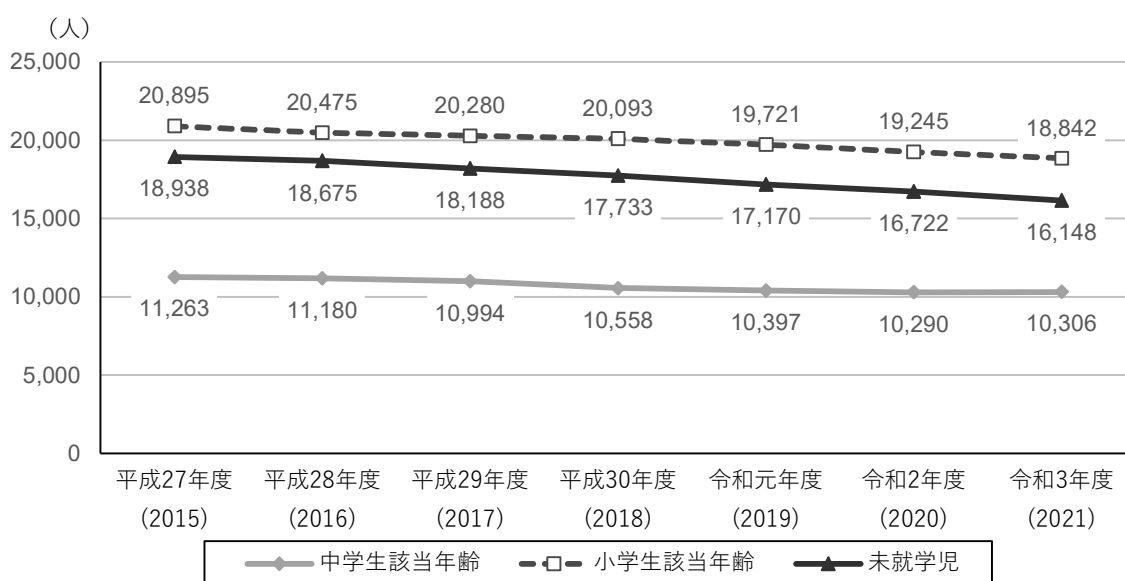
① 子どもの数の状況

未就学児の人数は、平成 27(2015)年度の 18,938 人以降減少傾向が続き、令和 3 (2021)年度には 16,148 人となり、約 15%減少しています。

小学生該当年齢の人数も同様に、平成 27(2015)年度以降減少傾向がみられ、平成 27(2015)年度の 18,938 人から令和元(2019)年度には 16,148 人となり、約 10%減少しています。

中学生該当年齢の人数は、概ね横ばいで推移し、令和元(2019)年度には 10,306 人となっています。

■未就学児・小学生該当年齢・中学生該当年齢の人数数の推移



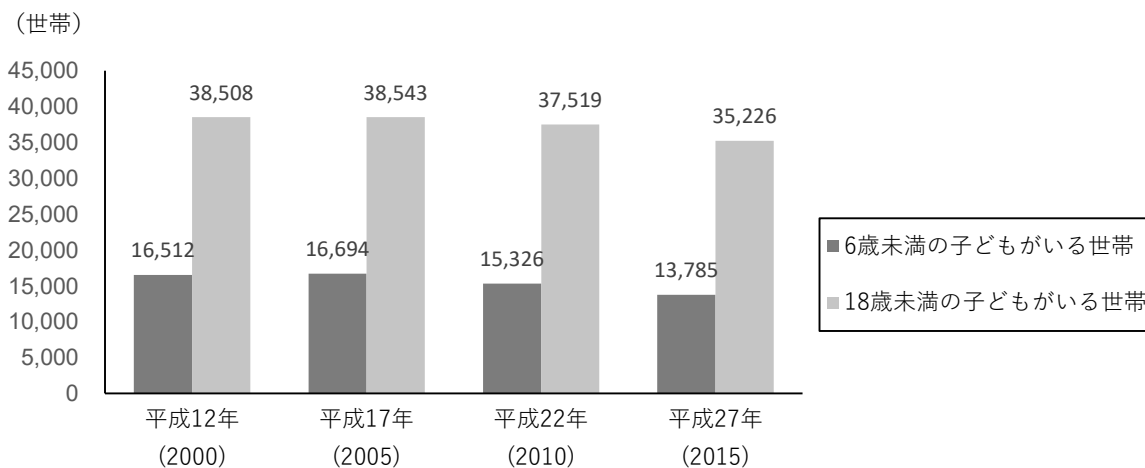
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

② 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯数は減少傾向にあり、平成12(2000)年から平成27(2015)年の15年間で6歳未満の子どもがいる世帯で16.5%減、18歳未満の子どもがいる世帯で8.5%減となっています。

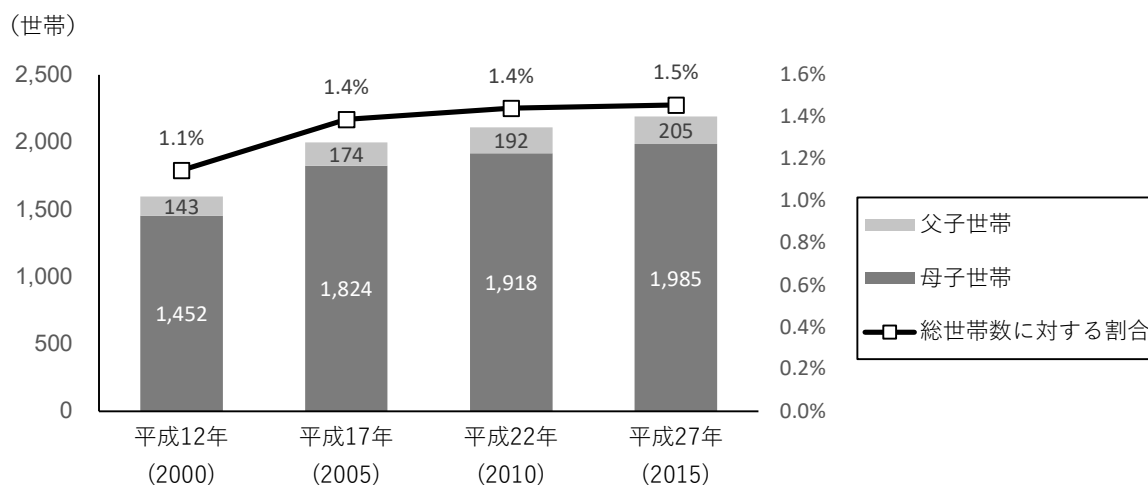
母子世帯・父子世帯数は、増加傾向にあり、総世帯数に占める割合も増加してきています。

■子ども（6歳未満・18歳未満）がいる世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

■母子世帯数・父子世帯数及び総世帯数に占める割合の推移



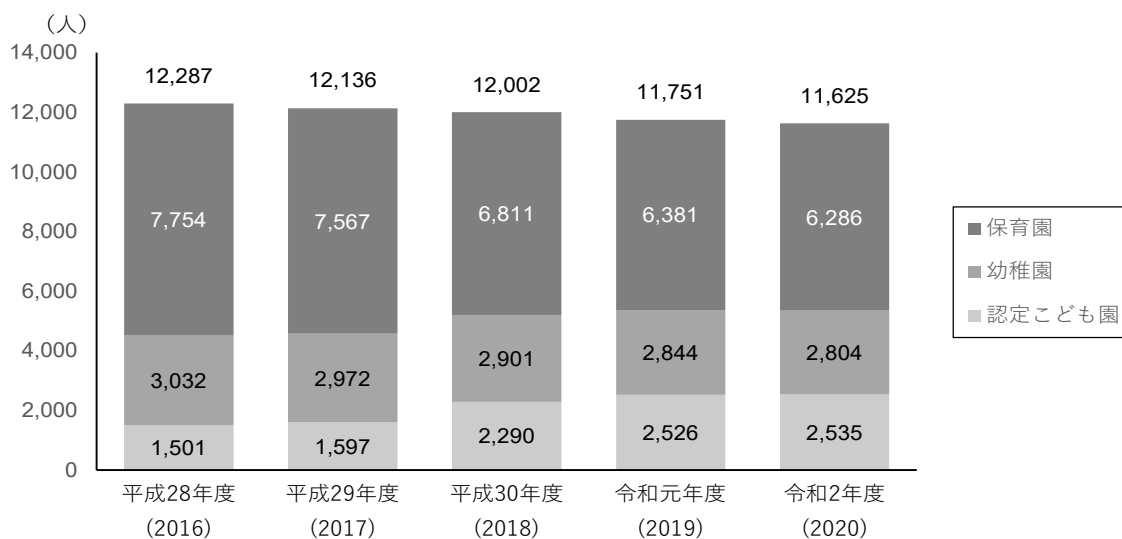
資料：国勢調査（各年10月1日）

③ 幼児教育・保育の利用状況

保育園・幼稚園・認定こども園利用者数の推移をみると、少子化に伴い利用者数は減少傾向にあります。

施設別にみると、認定こども園利用者数は増加し、保育園利用者は認定こども園への移行等により減少しています。また、幼稚園利用者数も減少傾向にあります。施設ごとの構成比は、令和2(2020)年度で保育園利用者が54.1%、幼稚園利用者が24.1%、認定こども園利用者が21.8%となっています。

■ 保育園・幼稚園・認定こども園利用者数の推移

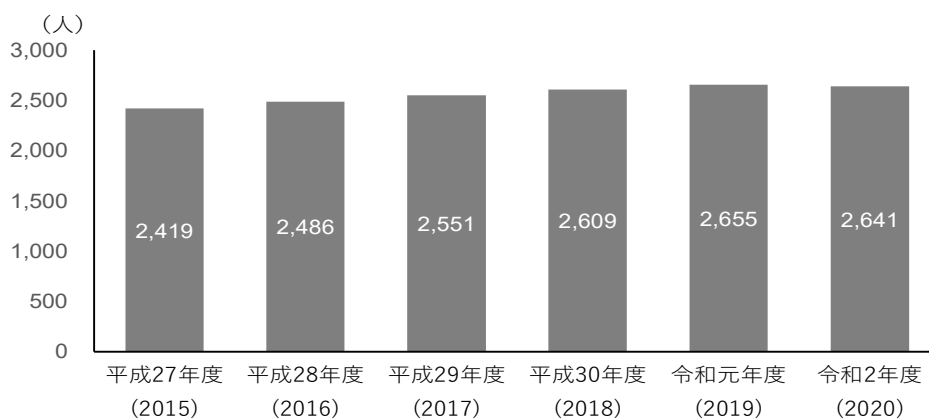


資料：長野市企画課統計書（保育園、認定こども園は各年度4月31日、幼稚園は各年度5月1日）

(4) 生活保護（困窮者）の状況

生活保護を受給している世帯数は、令和元(2019)年度の月平均では2,655世帯です。保護世帯数は増加傾向にあります。

■ 生活保護受給世帯数の推移



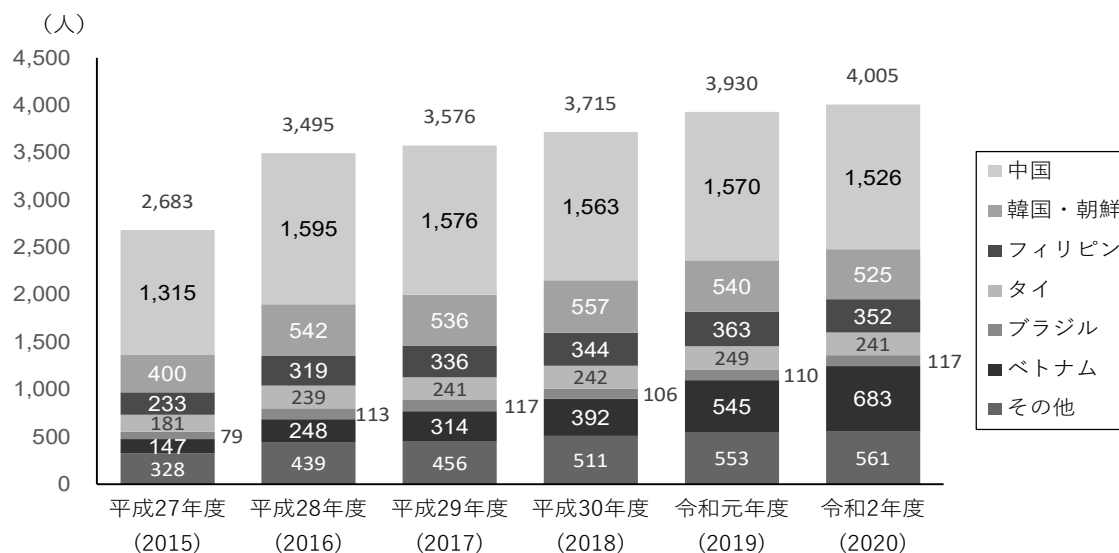
資料：長野市（各年度3月31日）

(5) 外国人の状況

本市に居住する外国人は年々増加してきており、平成 27(2015)年の 2,683 人から 5 年間で 1,322 人 (49.3%) 増加し、令和 2 (2020)年には 4,005 人となっています。

国籍別にみると、中国人が最も多く、全体の 4 割前後を占めています。近年はベトナム人が増加してきています。

■国籍別外国人住民数の推移



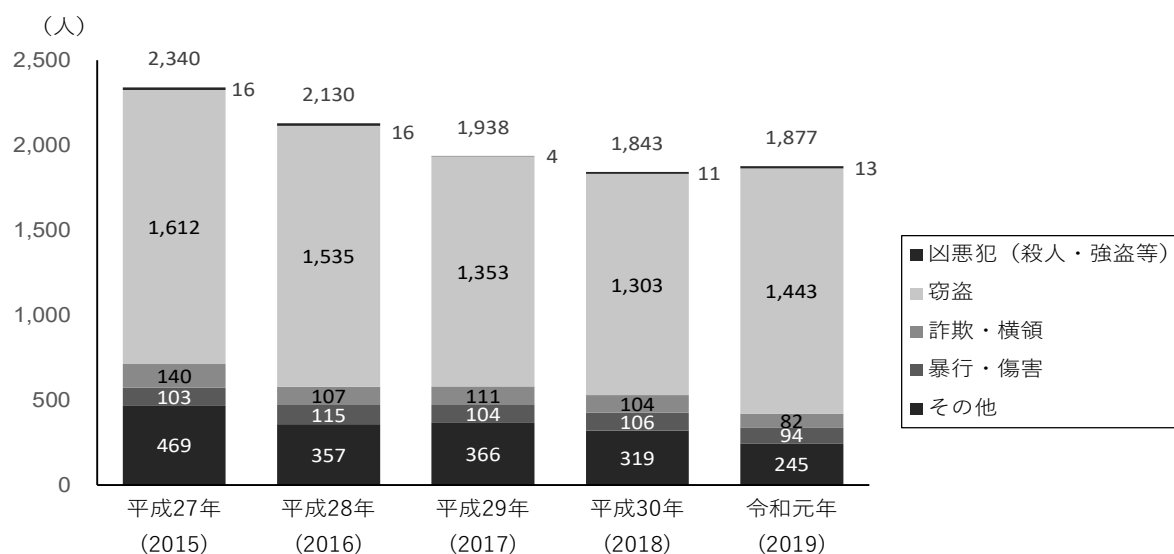
資料：長野市企画課統計書（各年 10 月 1 日）

(6) 犯罪発生状況

刑法犯発生件数は減少傾向にあり、平成 27(2015)年の 2,340 件から令和元(2019)年には 1,877 件となり、4 年間で 463 件 (19.8%) 減少しています。

内訳をみると、窃盗が全体の 7 割前後を占めています。

■刑法犯発生件数（認知件数）の推移



資料：長野市企画課統計書（各年 12 月 31 日）

(7) 公共施設等の設置状況

各地区の公共施設等の設置状況は以下のとおりです。

地区名	市役所 ・支所	地域包括 支援センター	保育所・ 認定こども園	放課後子ども 総合プラン施設	地域子育て 支援センター	市立公民館・ 交流センター
第一	-	-	1	2	-	-
第二	-	-	2	4	-	1
第三	1	2	4	2	1	1
第四	-	-	2	-	-	-
第五	-	-	2	3	1	-
芹田	1	1	3	4	-	1
古牧	1	1	3	3	-	1
三輪	1	1	5	3	2	1
吉田	1	1	2	2	-	1
古里	1	1	1	2	-	1
柳原	1	-	1	2	-	1
浅川	1	1	2	2	-	1
大豆島	1	-	3	2	-	1
朝陽	1	1	2	1	1	1
若槻	1	1	5	5	2	1
長沼	1	-	1	1	-	1
安茂里	1	1	4	4	1	1
小田切	1	-	-	-	-	1
芋井	1	-	1	1	-	1
篠ノ井	1	4	12	11	2	1
松代	1	1	8	8	1	1
若穂	1	1	4	4	-	1
川中島	1	-	5	4	1	1
更北	1	1	5	8	2	1
七二会	1	-	1	1	1	1
信更	1	-	1	1	-	1
豊野	1	1	3	4	1	1
戸隠	1	-	1	1	-	1
鬼無里	1	-	1	1	-	1
大岡	1	-	1	1	-	1
信州新町	1	1	1	1	-	1
中条	1	-	1	1	-	1

Ⅲ 地域福祉に関わる市民意識（令和2年度まちづくりアンケート）

1 調査の概要

（1）調査の目的

市政に対する市民ニーズ、市が実施する事業に対する考え方、意見、優先度等を調査し、今後の施策の基礎資料とするもの（昭和57(1982)年度から毎年度実施）

（2）調査対象

- ・長野市内に在住の18歳以上の男女
- ・住民基本台帳（令和2(2020)年8月17日現在）からの等間隔無作為抽出した5,000人

（5）調査方法

- ・返信用封筒を同封した、質問票送付によるアンケート調査方式

（6）調査期間

- ・令和2(2020)年8月27日（木）から9月10日（木）まで

（7）回収結果

- ・回収標本数 3,144通 回収率 62.9%

		有効標本数	構成比 (%)	回収数		回収率 (%)
全体		5,000	100.0	3,144	(性別不明)	62.9
10歳代	男性	57	1.1	21	0	36.8
	女性	64	1.3	30		46.9
20歳代	男性	277	5.5	72	1	26.0
	女性	263	5.3	121		46.0
30歳代	男性	310	6.2	125	2	40.3
	女性	332	6.6	183		55.1
40歳代	男性	445	8.9	209	2	47.0
	女性	443	8.9	281		63.4
50歳代	男性	377	7.5	226	2	60.0
	女性	432	8.6	315		72.9
60歳代	男性	401	8.0	266	6	66.3
	女性	368	7.4	314		85.3
70歳以上	男性	549	11.0	430	13	78.3
	女性	682	13.6	495		72.6
年代不明	男性	—	—	6	13	—
	女性	—	—	11		—

※「全体」の「回収数」および「回収率」には、性別不明の回収数を含む。

※「年代別」の「男性」・「女性」の「回収率」には、性別不明の回収数は含まない。

2 調査結果の概要

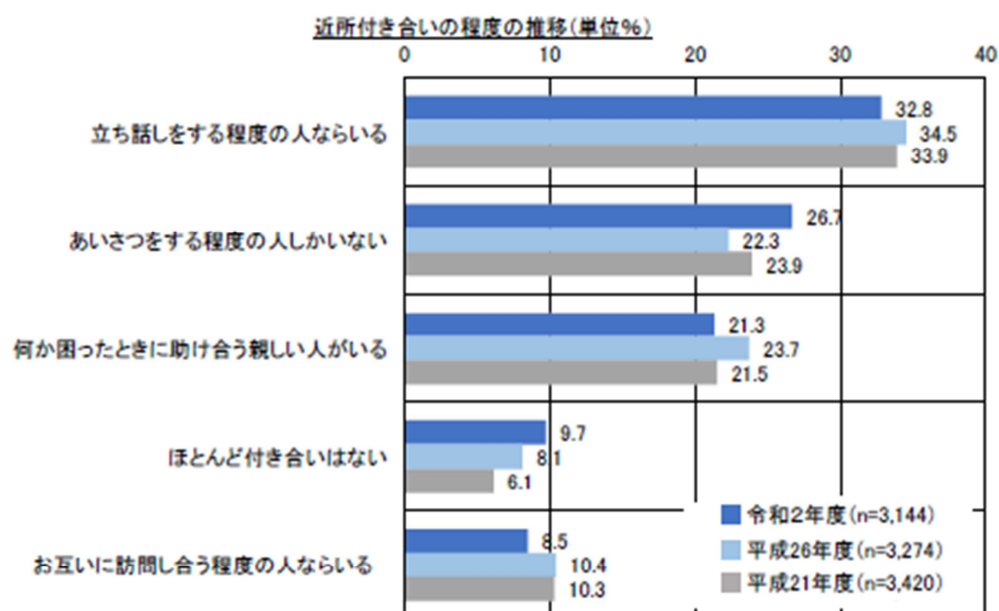
(1) 近所付き合いの程度

問 あなたは、近所の人たちとどの程度の付き合いをしていますか。

「立ち話しをする程度の人ならいる」が32.8%で最も高く、次いで「あいさつをする程度の人しかいない」が26.7%、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」が21.3%等となっている。

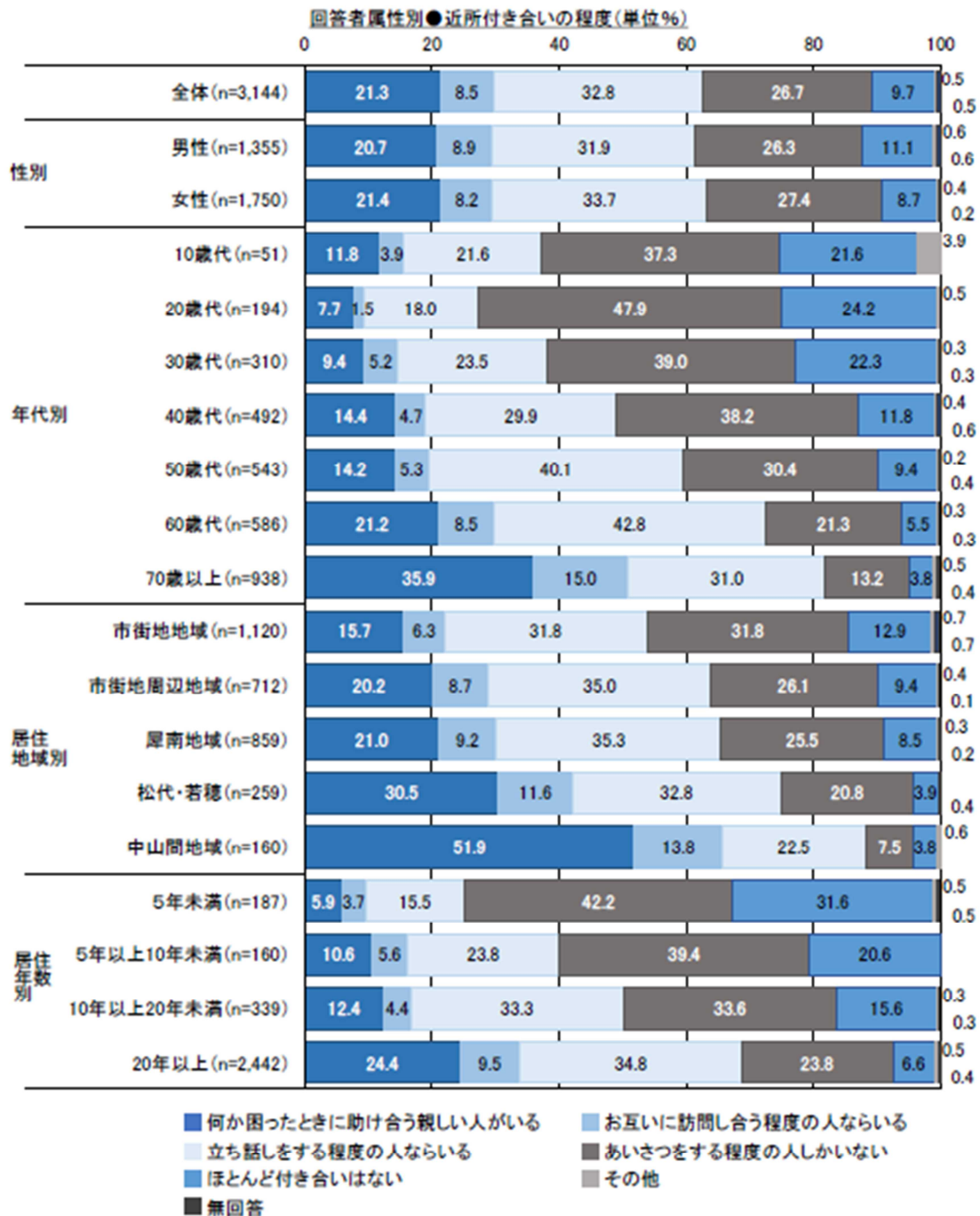
過去の調査結果と比較すると、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」は平成26(2014)年度調査より2.4ポイント減少し、3回の調査の中で最も低くなっている。

逆に「ほとんど付き合いはない」、「あいさつをする程度の人しかいない」はともに増加し、3回の調査中最も高い割合となっている。



「何か困ったときに助け合う親しい人がある」について、回答者の属性別に見ると、年代別では70歳以上が35.9%で最も高くなっている。居住地域別では「中山間地域」が51.9%で最も高く、また居住年数別では年数が長くなるにつれて増加し、20年以上が24.4%で最も高くなっている。

一方、「ほとんど付き合いはない」は、年代別では20歳代が24.2%、居住地域別では市街地地域が12.9%、居住年数別では5年未満が31.6%で最も高くなっている。



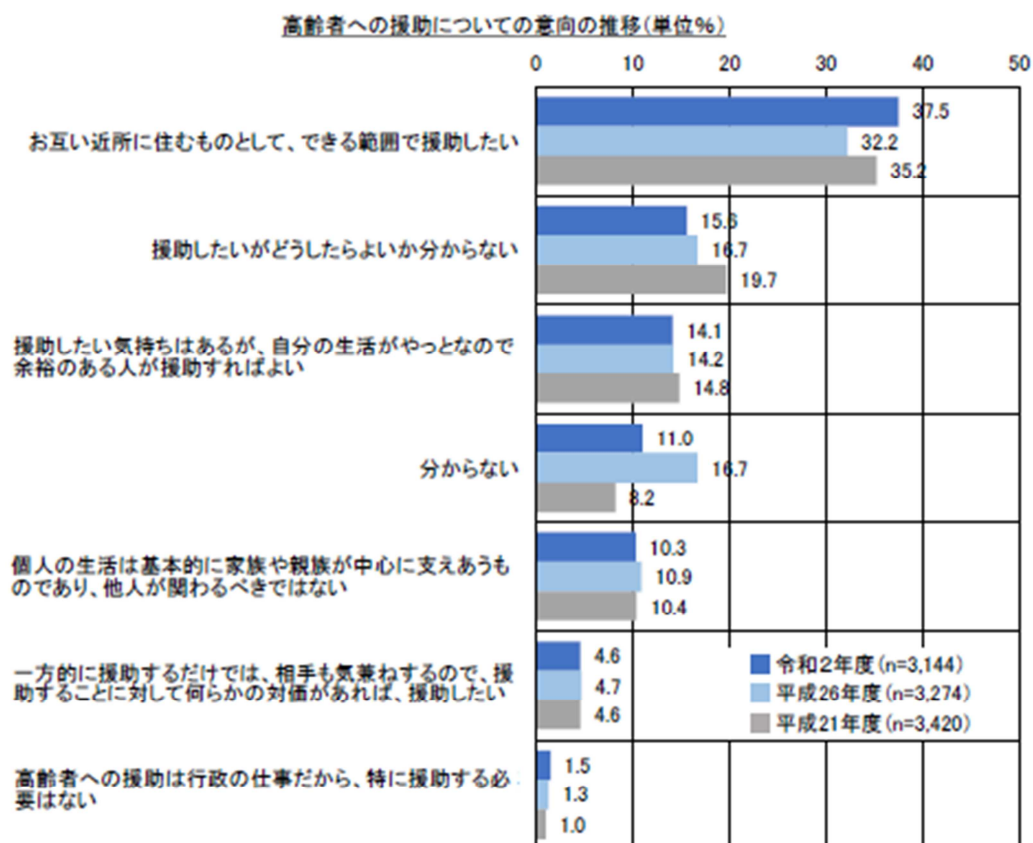
(2) 高齢者への援助についての意向

問 もしあなたの近所に、ひとり暮らしの高齢者や、介護が必要な高齢者がいる家族がお住まいの場合、あなたはどのように考えますか。

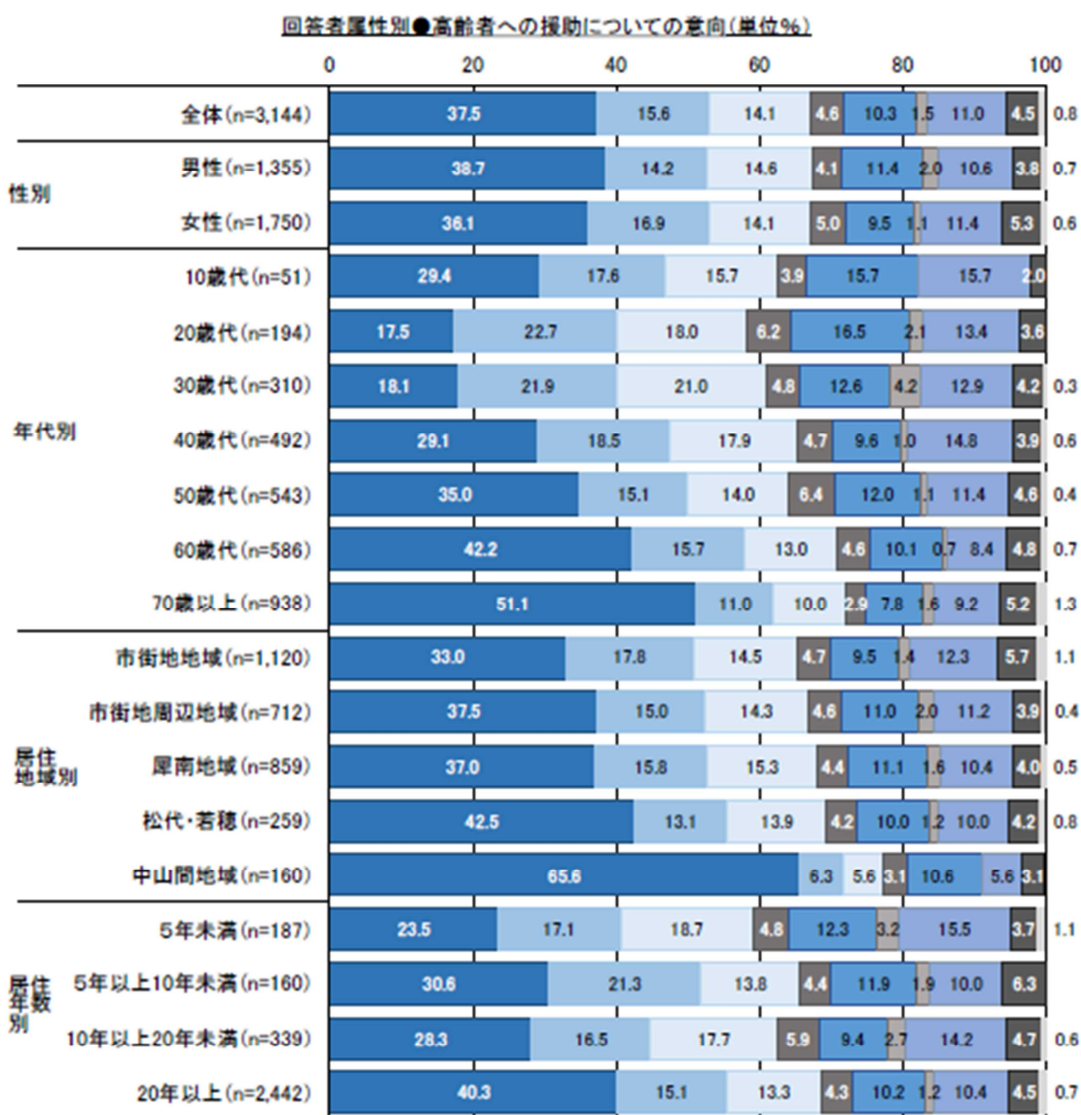
「お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」が37.5%で最も高く、次いで「援助したいがどうしたらよいか分からない」が15.6%、「援助したい気持ちはあるが、自分の生活がやっとなので余裕のある人が援助すればよい」が14.1%等となっている。

過去の調査結果と比較すると、「お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」が平成26(2014)年度調査より5.3ポイント増加し、「援助したいがどうしたらよいか分からない」が1.1ポイント、「分からない」が5.7ポイントそれぞれ減少している。

一方、「一方的に援助するだけでは、相手も気兼ねするので、援助することに対して何らかの対価があれば、援助したい」、「個人の生活は基本的に家族や親族が中心に支えあうものであり、他人が関わるべきではない」、「高齢者への援助は行政の仕事だから、特に援助する必要はない」は大きな変化はない。



「お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」について、回答者の属性別に見ると、年代別では10歳代を除き、年代が上がるにつれて割合が増加し70歳以上が51.1%、居住地域別では中山間地域が65.6%、居住年数別では20年以上が40.3%でそれぞれ最も高くなっている。

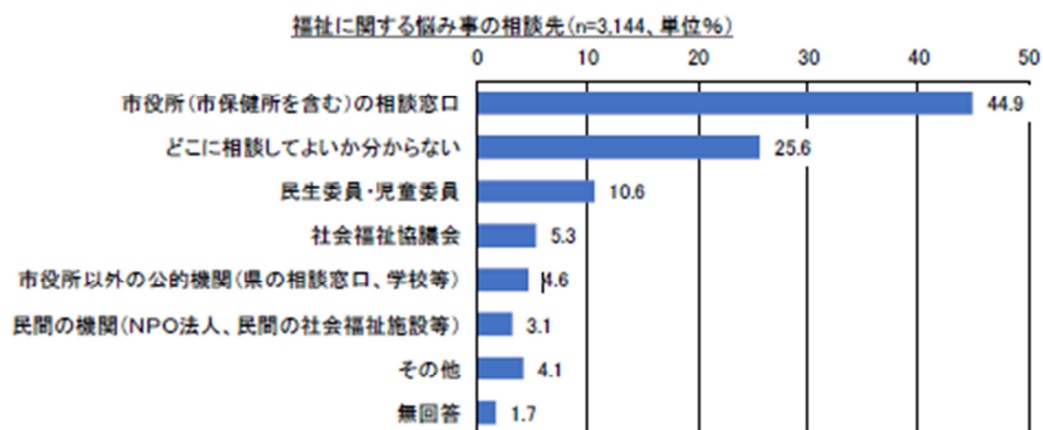


- お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい
- 援助したいがどうしたらよいか分からない
- 援助したい気持ちはあるが、自分の生活がやっとなので余裕のある人が援助すればよい
- 一方的に援助するだけでは、相手も気兼ねするので、援助することに対して何らかの対価があれば、援助したい
- 個人の生活は基本的に家族や親族が中心に支えあうものであり、他人が関わるべきではない
- 高齢者への援助は行政の仕事だから、特に援助する必要はない
- 分からない
- その他
- 無回答

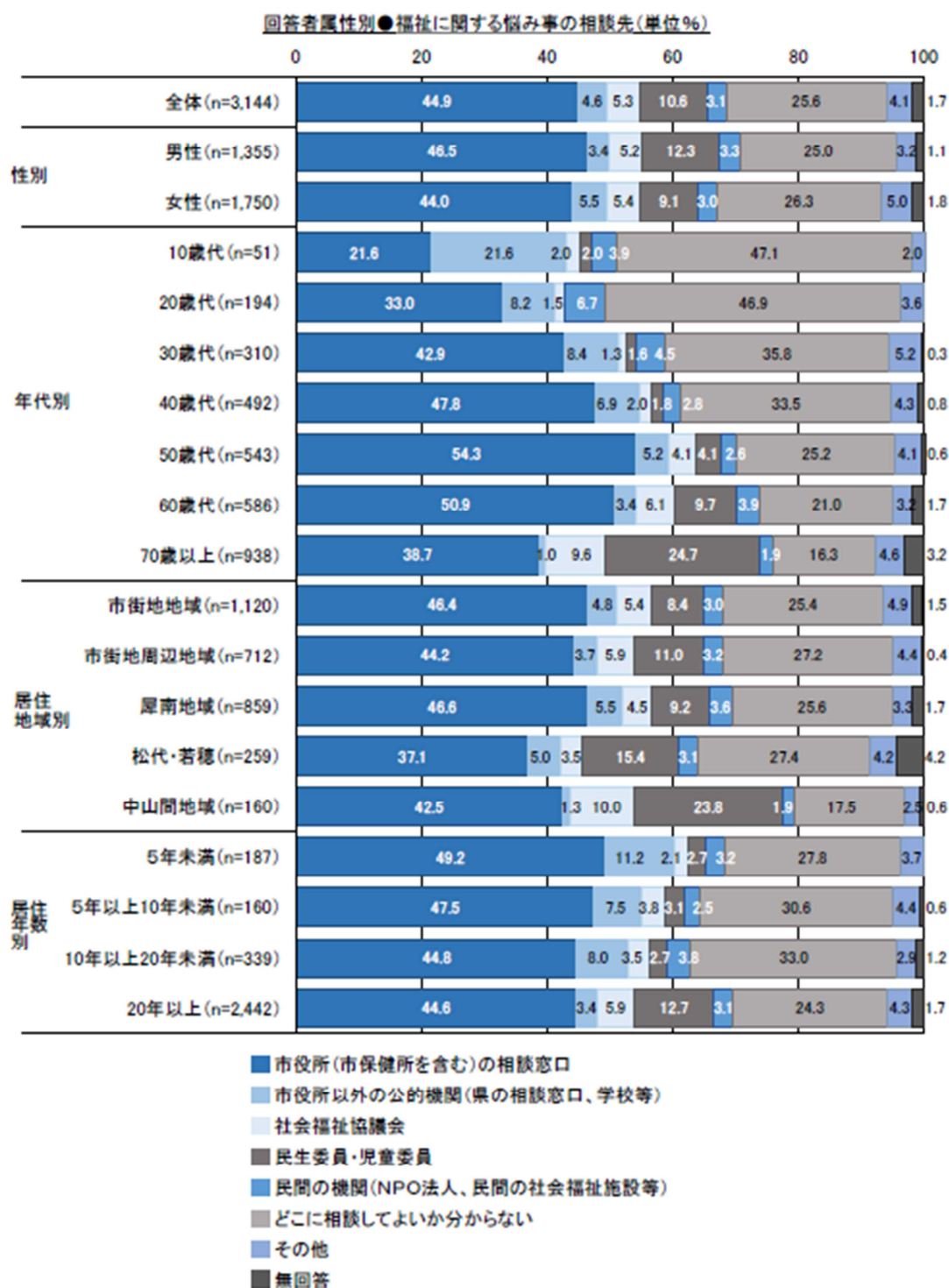
(3) 福祉に関する悩み事の相談先

問 あなたは、福祉（介護、子育て、生活困窮、虐待等）に関する悩み事がある場合、家族や友人以外でどこに相談しますか。

「市役所（市保健所を含む）の相談窓口」が44.9%と最も高く、次いで「どこに相談してよいか分からない」が25.6%、「民生委員児童委員」が10.6%等となっている。



「市役所（市保健所を含む）の相談窓口」について見ると、年代別では50歳代が54.3%で、居住年数別では5年未満が49.2%で最も高くなっている。

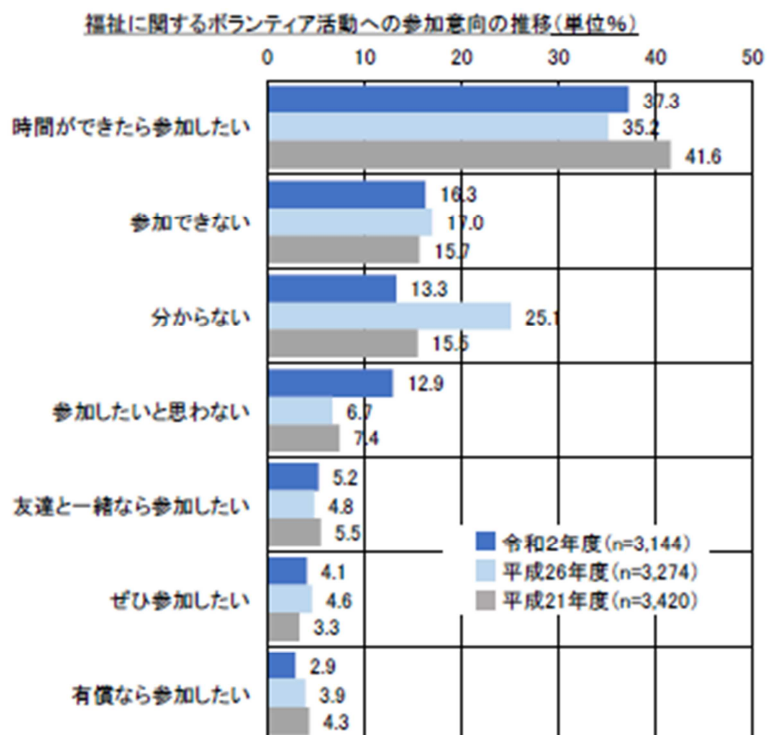


(4) 福祉に関するボランティア活動への参加意向

問 あなたは、福祉に関するボランティア活動に参加したいと思いますか。

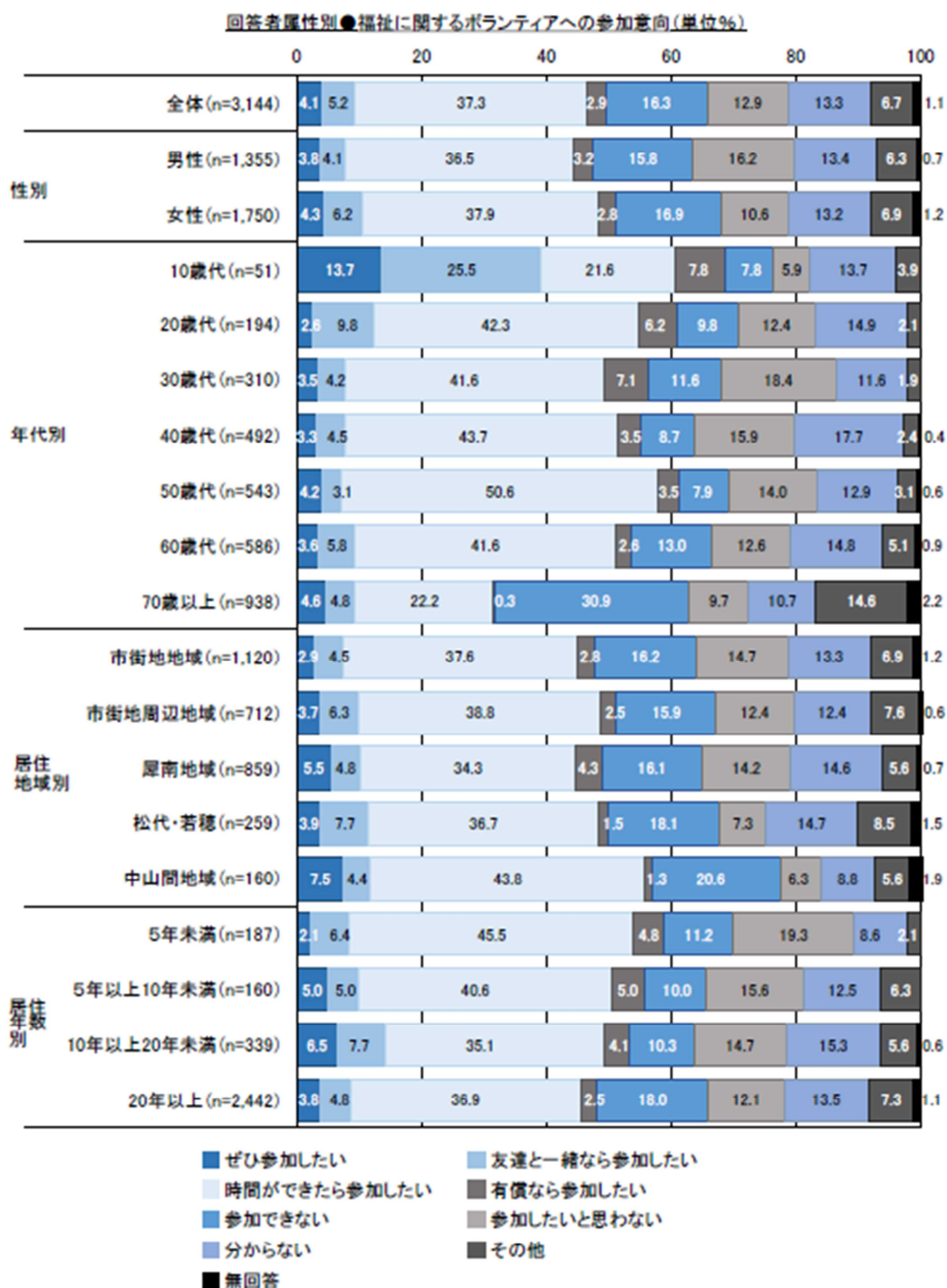
「時間ができたら参加したい」が37.3%で最も高く、次いで「参加できない」が16.3%、「分からない」が13.3%、「参加したいと思わない」が12.9%等となっている。

「参加したいと思わない」が平成26(2014)年度調査より6.2ポイント増加し、「分からない」が同調査より11.8ポイント減少している。



「時間ができたら参加したい」について見ると、年代別では50歳代が50.6%、居住地域別では中山間地域が43.8%、居住年数別では5年未満が45.5%で、それぞれ最も高くなっている。

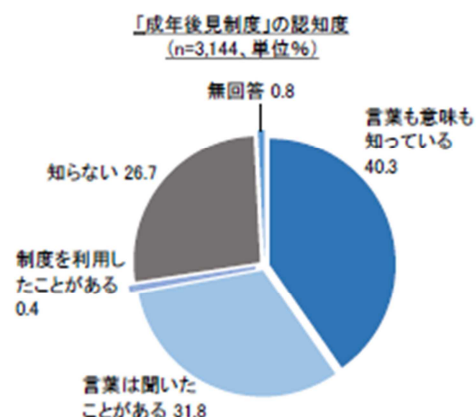
年代別では、「参加できない」は70歳以上が30.9%で最も高く、一方「ぜひ参加したい」は10歳代が13.7%で最も高くなっている。



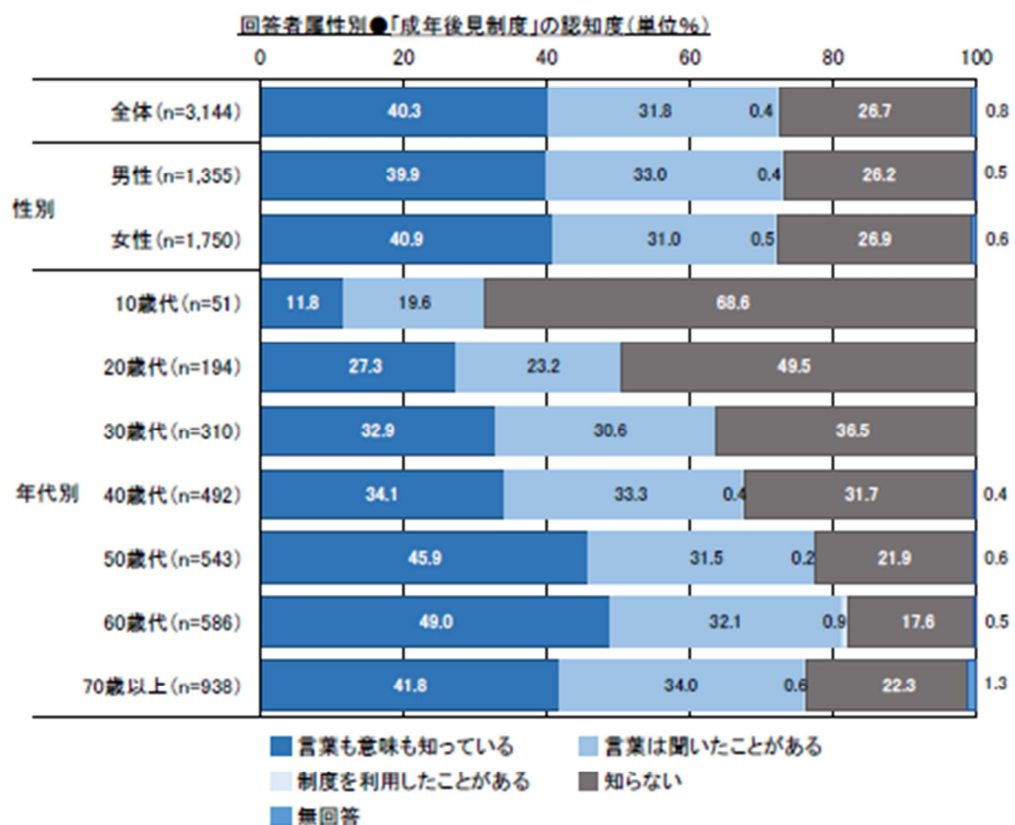
(5) 成年後見制度の認知度

問 あなたは、「成年後見制度」を知っていますか。

「言葉も意味も知っている」が40.3%で最も高く、次いで「言葉は聞いたことがある」が31.8%、「知らない」が26.7%等となっている。

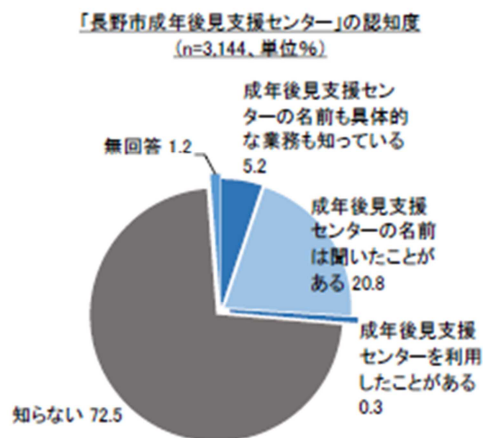


性別ではほとんど差異はみられない。年代別では、10歳代で「知らない」が7割近くを占めているのにし、20歳代以上で「言葉も意味も知っている」が70歳以上を除き年代が上がるにつれて増加し、60歳代が49.0%で最も高くなっている。

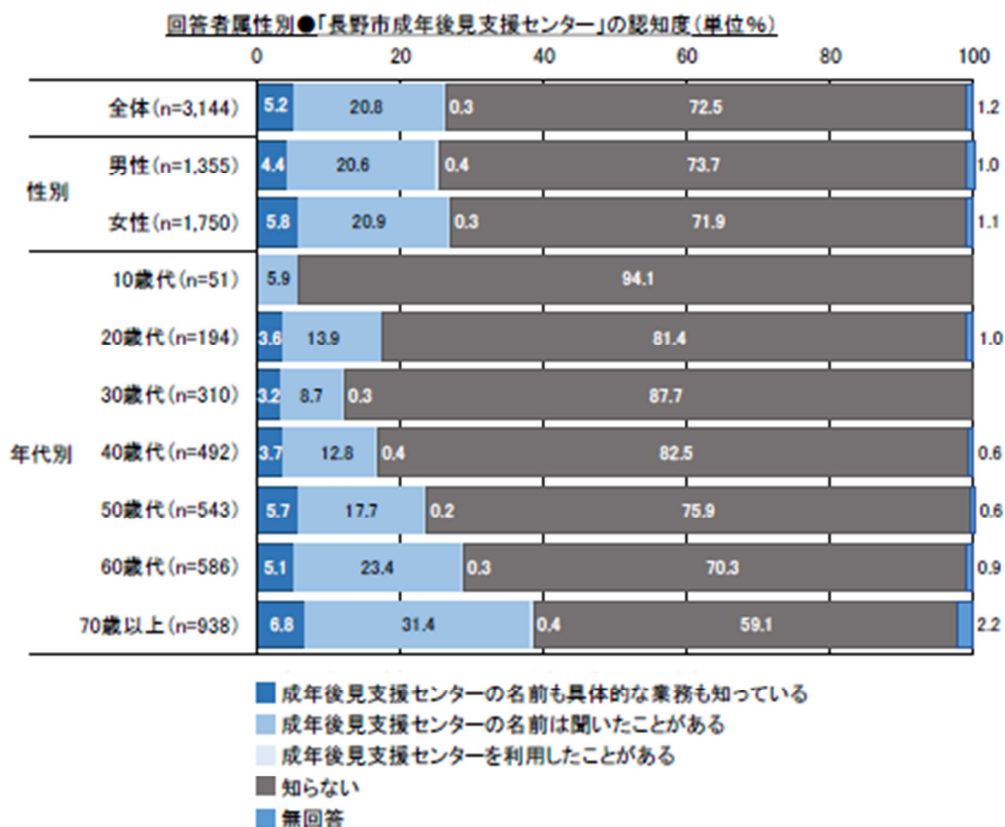


問 成年後見制度の相談や利用についての支援を行うために、長野市ふれあい福祉センターに「長野市成年後見支援センター」が設置されています。あなたは「長野市成年後見支援センター」を知っていますか。

「知らない」が72.5%で最も高く、次いで「成年後見支援センターの名前は聞いたことがある」が20.8%、「成年後見支援センターの名前も具体的な業務も知っている」が5.2%等となっている。



年代別では、30歳代以上で年代が上がるにつれて「成年後見支援センターの名前は聞いたことがある」は増加しており、70歳以上では31.4%で最も高くなっている。



IV 第三次計画の中間評価

1 第一次計画における課題等

第一次計画は、「住民が多様な生活上の課題に目を向け、行政・関係機関・事業者等との協働の下に、自らその解決に向けた取り組みができる方策」及び「縦割り行政を見直し、当事者主体の立場に立ったサービス提供システムの構築」、計画の推進過程においては、「地域住民が内発的に自分たちのまちづくりを進めていくという自治意識を喚起し、住民同士が互いに支え合って生活の質を高めあい、「共に生きる」新しい福祉文化の創造を目指すもの」として策定されました。

第一次計画の取組を進めるに当たっては、「住民一人ひとりの生活に焦点をあてる」という観点から、行政連絡区を中核的な単位として位置付け、地区社会福祉協議会を推進基盤としました。

第一次計画を推進する中、①地域における支え合い活動の推進基盤の変化、②地域福祉ワーカーの機能や役割の明確化、③総合的な対応、連携体制の構築、という3つの課題が見えてきました。

①地域における支え合い活動の推進基盤の変化

地区社会福祉協議会を地区の支え合い活動を推進する基盤と位置付けたが、都市内分権が推進される中、平成 22(2010)年度から住民自治協議会が本格的に活動を開始し、地区社会福祉協議会も住民自治協議会に移行・再編される中、これまで地区社会福祉協議会が担ってきた機能や役割を住民自治協議会の中へ明確に位置付けることが必要となった。

②地域福祉ワーカーの機能や役割の明確化

地域福祉ワーカーは住民の立場を活かして、地域に密着して活動する人として設置を推進してきた。地域福祉よろず相談の推進についても、地域福祉ワーカーの役割と位置付けた。しかし、地域福祉ワーカーの役割や機能を明確に規定していなかったため、住民にとっては見えにくく、分かりにくい面がある。

③総合的な対応、連携体制の構築

住民が抱えるニーズが福祉サービスや支え合い活動につながり、様々な人や機関が連携できる仕組みを目指したが、行政等が行う公的な福祉サービス等と、住民等が行う支え合い活動等との連携体制が十分に確立されていない。また、福祉サービス以外の複雑な課題を抱えている場合は、総合的な調整機能が不十分だった。

2 第二次計画における課題等

第二次計画（平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度）では、第一次計画で設定した長野市の将来像及び3つの基本目標を踏襲し、更なる地域福祉の推進を目指しました。

基本目標1については、一人ひとりの思いを受け止めるための体制づくりは、地域福祉よろず相談等の地区の相談体制が住民に浸透しつつあること等から、概ね順調に取り組まれているほか、福祉サービスや支え合い活動の充実については、多くの地域で様々な担い手のもと、支え合いの取組が展開されていること等から、概ね順調に取り組まれているとされています。

一方、次のような課題が確認され、今後、解決に向けた方策の検討が必要とされました。

- ・地域福祉ワーカーが個々の相談に対応するのは、負担や責任が大きいとの意見がある。
- ・地区との連携の難しさ等から、「地域福祉よろず相談」の定着や組織・人材育成に対する福祉事業者の支援は進んでいない。
- ・地区組織には福祉専門相談窓口がないため、地域に密着した相談ができる専門性の高い職員の配置が必要との意見がある。
- ・課題によっては、区を単位とする小地域で実施する方が適しているものがある。
- ・ニーズに対応した福祉推進圏域の設定が必要である。
- ・事故対応への負担や運転協力員確保が困難となっていることから、福祉自動車運航体制の見直しを求める意見がある。
- ・地区役員の高齢化や担い手の不足等により、地区の活動や事業が困難になっている。

基本目標2については、地域に根差して支え合い活動のコーディネートを行う地域福祉ワーカーは、全32地区のうち27地区で設置されており、また、未設置の地区においても、住民自治協議会の事務局職員が地域福祉ワーカーの機能を担っていることから、ほぼ全地区でコーディネート体制は整いつつあるとしています。

一方、次のような課題が確認され、今後、解決に向けた方策の検討が必要とされました。

- ・地区の課題を解決につなげるルートが確立されていない。
- ・地区から、専門性のある職員の配置を希望する声が多い。
- ・地域福祉を更に推進していくためには、地域にコミュニティ・ソーシャルワーカーのような専門職が必要
- ・事業者と住民との間で、情報や取組を共有する場が必要だが、現状ではマネジメントする人や組織が不明確
- ・地区ごとに情報共有の場が必要
- ・個々の住民を支援するネットワークと、地域を支援するネットワークが混在しており、目的に応じた整理が必要
- ・個人情報の取扱いが課題となり、ニーズの共有や連携が図りづらい。
- ・地域における個人情報の扱いに関するガイドライン等の設定が必要
- ・福祉事業者が地区地域福祉活動計画へ参画している割合が少ない。

基本目標3については、地区地域福祉活動計画は、平成25(2013)年度中には全地区で策定に着手される見込みであること。住民意識等の啓発は、全市単位及び住民自治協議会単位で取り組まれていること。地域福祉の推進役である地域福祉ワーカーについては、年6回の連絡調整会議やコーディネート力養成講座等を開催する等によりスキルアップを図っていること。地域福祉の推進基盤である住民自治協議会について、年2回の福祉担当部会関係者会議を開催し、先進事例の情報交換等を促進しているとしています。

一方、次のような課題が確認され、今後、解決に向けた方策の検討が必要とされました。

- ・全地区で地区地域福祉活動計画が策定された後の支援体制の在り方
- ・地区のニーズが見えないことが、住民の無関心につながっている。
- ・地区ボランティアセンターの設置場所の確保が困難な地区がある。
- ・地区の活動拠点の在り方について、検討が必要
- ・住民自治協議会の役員に任期があることで、継続性の担保が困難となっている。
- ・役員の高齢化や担い手の不足等により、地区での活動や事業が困難になっている。
- ・地域福祉の推進組織としての意識や理解は、地区ごとに温度差がある。
- ・地域福祉の推進を図るため、地区・福祉事業者・行政・市社会福祉協議会等のそれぞれが取り組むべき範囲・業務の見直し、それに伴う、市や市社協の支援体制の再考が必要

3 第三次計画における課題等

第三次計画では、地域福祉推進の実施主体については、地区ごとに異なる課題を解決するため、各地区の住民自治協議会を地域福祉の推進基盤として位置付け、地区の福祉ニーズに応じた住民主体による支え合い活動を行うこととしています。

基本目標1では、学校や地域において、世代や障害の有無に関わらず、多くの住民が交流し、共に学び合うことで、当事者意識を育む福祉共育の推進に重点的に取り組むこととしました。住民自治協議会では、地域の中に限らず様々な参加者が集う学びの場が形成されています。市立小中学校では、79校のうち78の学校で、社会福祉法人等が運営する施設等と連携・協力し、支援を受ける人と直接交流する機会を積極的に設けています。

一方、次のような課題が確認され、今後、解決に向けた方策の検討が必要とされました。

- ・福祉・保健に関する取り組みに対する住民自治協議会の負担が大きい。
- ・地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）の役割や位置付けが不明確
- ・地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）の負担が大きい。
- ・地区役員も含め地域福祉活動の担い手の確保に苦慮している。
- ・小中学校によって取組状況に差がある。
- ・小中学校の福祉共育（福祉教育）に係る取組の移動・交流時間、移動費用、継続性の確保等

基本目標2では、地域が抱える課題を専門的な視点から解決につなげるため、多様な人や組織が連携・協働する体制をつくることを重点施策として位置付けました。

住民自治協議会では、生活支援体制整備検討会等を活用した情報交換機会の創出や事業者主催のセミナー等を通じた連携体制の構築、福祉施設や地域包括支援センターが主催する会議等への出席に取り組む地区があるほか、地区の福祉関係者により構成するネットワークを立ち上げた地区もありました。また、民生委員児童委員や福祉推進員といった地域の担い手の役割を住民に周知するため、広報誌やブログ等での周知に加え、お茶のみサロン、福祉懇談会、研修会等での紹介や民生委員児童委員等が参加するグループワーク・意見交換会の開催等を行っています。

市社会福祉協議会では、職員が担当する地区の住民自治協議会に対して事業の企画・立案等の相談に応じるとともに、コミュニティ・ソーシャルワーカーの役割を担う職員を配置し、地域と人との結び付けや、各種制度の活用を調整しています。

一方、次のような課題が確認され、今後、解決に向けた方策の検討が必要とされました。

- ・地域により、活動内容や推進体制に差がある。
- ・地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）に対する市や市社会福祉協議による支援が不十分
- ・ブロック等のエリアを活用した、地区を越えた連携・協働体制の構築
- ・地域共生社会を見据えた市の関係各課の連携による支援体制の整備

基本目標3では、小地域単位での交流活動の推進と日常生活における見守り活動の推進を重点施策に掲げています。

各地区では、お茶のみサロンやふれあい会食、健康サロン等の「通いの場」や「まちの縁側」、趣味の会等、身近な場所で気軽に集うことのできる居場所づくりに取り組んでいます。見守り活動では、避難行動要支援者を支援するための取組や高齢者宅への訪問活動のほか、犬の散歩をしながらのパトロール活動や紙類等回収等、他の活動と兼ねた声掛け・見守り活動を行っている地区もみられます。

市社会福祉協議会では、福祉のまちづくりをすすめるための実践事業補助金により、地域や住民自治協議会等で実施するサロン事業等を支援しています。

一方、次のような課題が確認され、今後、解決に向けた方策の検討が必要とされました。

- ・地域課題が多様化し、一つの相談窓口で解決するのは困難となっている。
- ・地域から孤立し、見守りの対象から外れてしまう人や自ら「助けて」と声を上げられない人たちに気付き、支えるための仕組みづくり
- ・生きづらさを抱える犯罪をした者等を地域社会で孤立させないための取組の推進
- ・成年後見制度の周知、利用促進

V 用語解説

あ

・アウトリーチ

積極的に対象者のいる場所に出向いて働き掛けること。例えば、長期に渡りひきこもりの状態に方等、必要な支援が届いていない人に支援を届けるため方策のこと。

か

・介護予防・生活支援検討会

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的としている。

検討会は、市町村、地域包括支援センター等の行政機関、生活支援コーディネーターのほか、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の地域の関係者で構成され、この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。また、本事業は、市町村の生活支援等サービスの体制整備を目的としており、介護保険制度でのサービスのみならず、市町村実施事業や民間市場、あるいは地域の支え合いで行われているサービスを含めて市町村内の資源を把握し、保険外のサービスの活用を促進しつつ、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるような取組を積極的に進める必要があることから、地域の実情、ニーズに応じて配食事業者、移動販売事業者、移動支援団体等、地域の高齢者の生活を支える上で必要不可欠な民間企業等も参画することが望ましいとされている。

本市では、生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体が参画し、各主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的に長野市生活支援体制整備推進協議会（事務局：地域包括ケア推進課）を設置している。

また、地区ごとに異なる課題を解決するため、地域福祉ワーカーが中心となり、住民自治協議会の役員等を構成員とする新たな検討会の設置を求めてきた。

【検討会の主な役割】

- ① 地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）の組織的な補完
- ② 地域の好事例・ニーズ・課題の把握
- ③ 情報交換、情報共有
- ④ 各種団体等の多様な主体への協力・連携
- ⑤ 生活支援の担い手の養成及びサービス提供体制の構築

一方、地域包括支援センターには、各地区でのネットワーク会議の開催を求めてきたことで、類似する会議体が乱立し、住民自治協議会や役員等の負担となっていた。

今後、検討会については、地域包括支援センターの「地域ケア会議」と連携し、地域支援の取組を推進するとともに、地区の状況に応じて、地域課題を事前に検討する場を設定すること、新たな会議体を設けることなく、住民自治協議会の既存の会議体等を有効活用することを

提案している。

- ・ 虐待

自分の保護下にある者に対し、長期間にわたって暴力を振るう、日常的にいやがらせや無視をする等の行為を行うことを言う。身体的虐待だけでなく、心理的、性的、経済的虐待や、ネグレクト（無視、養育放棄）等が挙げられ、いずれも被害者の心身に重大な影響を及ぼす。

- ・ 協働

様々な人や組織が互いを理解し合い、対等な立場でそれぞれの特性や長所を發揮しながら、果たすべき役割や責任を明確にし、共通の目的の達成に向けて力を出し合うこと。

- ・ ケアマネジャー

利用者の立場に立って本人や家族のニーズを的確に把握し、適切な社会資源と結びつけるため、ケアの基本方針となるケアプランをつくり、援助の体制を組み立てていく人のこと。

- ・ 刑法犯認知件数

警察等が被害の届出などにより犯罪の発生を確認した件数のこと。

- ・ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）する人のこと。

- ・ 子育てコンシェルジュ

子育て専門の相談員のこと。保護者の希望や家庭の様子を見ながら保育サービスにつなげる役割を担っている。

- ・ コミュニティ

一定の地域に居住する人々が、自主性と責任に基づき生活の様々な分野において共同する集団や地域社会のこと。

- ・ コミュニティ・ソーシャルワーカー

生活が困難な家庭や家族等、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人を結びつけたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーク」体制の推進役のこと。

- ・ コミュニティ・ビジネス

地域の課題を地域住民が主体的に、「ビジネス」の手法により取り組むもので、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

ソーシャル・ビジネスが社会的課題全般の解決を目指すのに対し、コミュニティ・ビジネスは、そのうち地域的な課題に着目している。

さ

- ・ 参加支援

様々な福祉課題を抱えた人が地域社会に参加できるよう、あらゆる地域資源を活用するためのコーディネートを行う仕組みづくり。福祉分野に限らず、空き家の活用や農業等地域の幅広い分野を社会参加の場としていく取組のこと。

- ・ 指導監査

社会福祉法第56条第1項及び第70条等の規定による社会福祉法人及び社会福祉施設に対する

「一般指導監査」及び「特別指導監査」、介護保険法第23条等の規定による介護サービス事業者に対する「実地指導」、介護保険法第76条等の規定による介護サービス事業者に対する「監査」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法*」という。）第10条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第57条の3の2第1項の規定による障害福祉サービス事業者に対する「実地指導」、障害者総合支援法第48条等及び児童福祉法第21条の5の2等の規定による障害福祉サービス事業者に対する「監査」等

・ 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法第22条の規定により設立された法人

・ 社会福祉充実計画

社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上で再投下可能な財産（以下「社会福祉充実財産」という。）を算定する。社会福祉充実財産が生じる場合には、これを財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画である「社会福祉充実計画」を策定し、所轄庁の承認の上、これに基づき事業を実施することとなっている。

なお、社会福祉法第55条の2第6項に規定により、地域公益事業を社会福祉充実計画に位置付けて実施する場合は、地域協議会からの意見聴取が必要になる。本市においては、地域福祉推進会議が法でいう地域協議会に当たる。

・ 重層的支援体制整備事業

断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業

・ 住民自治協議会

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な協働活動を行っている住民の自主的な団体で、住民の福祉の増進に向かって市と協働する関係にある組織のこと。平成21（2009）年度までに市内全32地区で設立され、地域の実情に合わせた特色ある活動が進められている。

・ 住民自治協議会ブロック

長野市住民自治連絡協議会規約別表によるブロック

ブロック名	地区名
第1	第一、第二、第三、第四、第五
第2	芹田、古牧、三輪、吉田、安茂里
第3	古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、豊野
第4	篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北
第5	芋井、戸隠、鬼無里
第6	小田切、七二会、中条
第7	信更、大岡、信州新町

・ ジェンダー

Gender をカタカナ表記したもの。日本語では、「社会的性別」と言われる。生物学的性別に対して、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」のような男女の別を示す概念

・ 持続可能な開発目標（SDGs、エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals の略称。平成27（2015）年の国連サミットで採択された

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、平成 28（2016）年～令和 12（2030）年の国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。経済、社会、環境の三側面の統合的な取組により、利益が相反する問題の緩和、行政の効率化・活性化等の相乗効果がある。

・ 障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のこと。

平成24(2012)年6月に、これまでの「障害者自立支援法」を改正する形で「障害者総合支援法」が制定され、平成25(2013)年4月に施行された。

基本理念として、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」すること、「社会参加の機会の確保」、「地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」こと等が掲げられている。

・ 生活困窮者自立支援法

生活困窮者の自立相談支援事業の実施、生活困窮者の住居確保給付金の支給等の支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成27(2015)年4月に施行された法律

・ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のこと。

平成27(2015)年4月の介護保険法の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の中で、地域の支え合いを推進するため、日常生活圏域（中学校区域等）に「生活支援コーディネーター」の配置が位置付けられた。

生活支援コーディネーターは、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者として、特定の資格要件を定めていない。

また、その役割は次のとおりとなっており、本市が全国に先駆けて取り組んできた地域福祉ワーカーの役割と重なるとともに、資格要件を定めることなく住民目線での地域福祉を進めていくことの目的が一致したことから、第三次計画において地域福祉ワーカーに生活支援コーディネーターの役割を位置付け、高齢者に関する課題や生活に特化することなく、地域に根ざした地域福祉の推進を図ってきた。

【役割】

- ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働き掛け
- ③ 関係者のネットワーク化
- ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）
- ⑥ ニーズとサービスのマッチング

・ 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供の

みならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員児童委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする事業

- ・ 成年後見制度

判断能力が不十分な方の権利を擁護するために、家庭裁判所が監督する下で、本人の代わりに契約行為や、日常生活の見守りを第三者が行う制度

た

- ・ 多様性（ダイバーシティ）

国籍、文化、性別、価値観、生活スタイル等が様々であること、変化に富んでいること、様々な傾向があることを言う。

SDGs全体に通じる理念として「誰一人取り残さない」という考え方があるが、これは、多様な人材がお互いに認め合い、受け入れ合う機会と風土をつくり出すという「多様性」の概念が、SDGsの目標達成においてなくてはならないことと考えられている。

- ・ ダブルケア

晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担う問題のこと。

- ・ 地域共生社会

平成28(2016)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の内容に盛り込まれた厚生労働省が掲げるビジョン。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会

- ・ 地域づくりに向けた支援

居場所づくりや活動拠点づくり等をコーディネートする機能を整備する取組で、地域住民の暮らしを支える、多様な社会参加を実現するための事業

- ・ 地域福祉よろず相談

地域福祉のあらゆることに関する相談

- ・ 地域包括支援センター

介護・福祉・保健・医療に関する総合相談窓口として設置された機関で、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等の専門職員を配置している。高齢者の住み慣れた地域での生活をサポートする拠点。高齢者や家族、地域からの生活全般の悩み・相談、認知症相談の対応や、成年後見制度の活用支援等を行っている。

- ・ ドメスティック・バイオレンス（DV）

Domestic Violence をカタカナ表記したもの。略して「DV」とも呼ばれる。「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

な

・ 長野市版都市内分権

地域の課題を迅速かつ効果的に解決するために、地域住民が「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持って取り組み、その活動を市が積極的に支援していく仕組みのこと。

・ ネウボラ

フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味。特に、出産・子育てに関して、妊娠、出産から就学前までの親子に対して切れ目なく継続的に支援するのが特徴。本市では、三陽・吉田・東部・西部・犀南・真島保健センターに母子保健コーディネーター（専任の保育師）を配置し、妊娠期から子育て期に生じる出産・育児に関する不安や悩みに対して切れ目なく継続的な相談支援を行っている。

は

・ 8050問題

高齢化した親がひきこもりの中高年の子を支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題のこと。

・ 犯罪被害者の二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解や配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害等

・ 犯罪をした者等

刑務所出所者や保護観察対象者、執行猶予が見込まれる被疑者等

・ 福祉共育（教育）

福祉共育：地区の福祉活動の内容や支援を行う人・受ける人の考えを一方向的に聞くだけでなく、住民同士が共に学び合うことで当事者意識を育むための取組。第三次長野市地域福祉計画上の造語

・ 福祉サービス第三者評価

福祉サービス事業者の提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けること、また、評価結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としている。

・ 福祉推進員

小地域における住民を主体とした福祉ネットワーク活動を進めるため、社会福祉に関心があり、理解と熱意のある地域住民が住民自治協議会の担い手として活動している。40～50世帯に一人の割合で配置され、各地区の住民自治協議会に所属して地域の活動を行うこととされている。

市社会福祉協議会は各地区の福祉推進員の研修を行うとともに、各地区の課題や他地区の実践事例を紹介するほか、相談窓口を設置しフォロー体制を整えている。

ま

・ マイ・タイムライン

自分自身がとる防災行動を時系列的に整理し、まとめたもの。自分の家族構成や生活環境に合わせ、避難に必要な情報・行動を確認し、「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理することで、スムーズな防災行動につながる

・ ヤングケアラー

通学や仕事のかたわら、障害や病気のある親やきょうだいの世話をする18未満の子どものこと。

ら

・ 労働者協同組合法

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業が行われること、組合員自ら事業に従事することが必要な組織のことを定めた法律で地域活動の促進をもとに作られたもの

A～Z

・ NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organization の略称。市民が自発的につくったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち、特定非営利活動促進法により認証されたものをNPO法人（特定非営利活動法人）という。

・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

Social Networking Service の略称。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士の集まりや、近隣地域の住民が集まりのように、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

・ LGBTQ+（エル・ジー・ビー・ティー・キュー・プラス）

Lesbian（同性を好きになる女性）、Gay（同性を好きになる男性）、Bisexual（両方の性を好きになる人）、Transgender（からだの性と心の性が一致しない人）、Questioning（性的指向や性自認が未確定の人）、+（プラスアルファ。代表的な5つのほかのセクシュアリティ（性のあり方））の略で、セクシャル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ

